

第3期土佐町 子ども・子育て支援事業計画

みんなで「子育て」 「子育て」を支え、
笑顔あふれるまち 土佐町



令和7年3月
土佐町

目次

第1章	計画の概要	1
1.	計画策定の背景と趣旨	1
2.	計画の位置づけ	3
3.	計画の期間と対象	4
4.	計画の策定体制	5
第2章	土佐町の子どもと家庭を取り巻く状況	6
1.	人口・出生の状況	6
2.	結婚・就業の状況	11
3.	就学前施設・学校の状況	13
4.	その他の状況	16
5.	アンケート調査結果の概要	20
6.	第2期計画の進捗状況	35
7.	土佐町の子どもと家庭を取り巻く課題	38
第3章	計画の基本的な考え方（総論）	39
1.	基本理念	39
2.	基本方針（基本的な視点）	40
3.	基本目標	41
4.	施策の体系	42
第4章	施策の展開（各論）	43
	基本目標1 子どもの個性を尊重し、のびのびと健やかに育つまちづくり.....	43
	基本目標2 親が安心して子どもを産み育てられるまちづくり	48
	基本目標3 地域のみんなで子どもの成長を支えるまちづくり	55
第5章	量の見込み及び提供体制の確保の内容	58
1.	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定.....	58
2.	量の見込みの算出方法	59
3.	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	60
4.	教育・保育の量の見込み及び確保方策	61
5.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	64
第6章	計画の推進に向けて	76
1.	計画の推進体制	76
2.	計画の広報・啓発	76
3.	国・県との連携	76

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の子ども・子育てに関する動向

近年、急速な出生率の低下による少子高齢化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造が変化しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー、不登校やいじめや自殺の増加、若者のひきこもりなどの問題の顕在化や、子育てを担う保護者の孤立感・不安感・負担感の増大も問題になっています。

そのような状況の中、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、家庭支援、雇用環境の整備に向けた取り組みを進めてきました。また、同年には「少子化社会対策基本法」を制定し、少子化に対処するための総合的な施策の推進を図ってきました。また、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、幼児期における学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年に本格的に開始しました。

その後、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、さらなる子どもに関する施策の推進に向けて、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」が同年12月に閣議決定されました。

そして、常に子どもの最善の利益を第一とし、子どもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」といった子どもの視点と、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さない、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔の役割として令和5年4月に「こども家庭庁」が新たに創設されました。

(2) 本町の子ども・子育てに関する政策

本町では、子ども・子育て支援制度に基づき、平成27年3月に「土佐町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)、令和2年3月に「第2期土佐町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し、『みんなで「子育て」「育ち」を支え、子どもが輝くまちづくり』を基本理念の下、住民総ぐるみで妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援に取り組む社会の実現を目指し、施策を推進してきました。

この度、第2期計画が令和6(2024)年度で計画期間が満了することから、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間の計画期間とする「第3期土佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・若者や子育てを取り巻く社会状況の変化に対応しつつ、各計画等との連携・整合を図りながら、上記の「こども基本法」や「こどもまんなか社会」の考え方にに基づき、総合的かつ一体的な施策の推進を目指します。

第1章 計画の概要

(3) こども基本法、こども大綱の概要

「こども基本法」は、こどもの権利条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としたものであり、「こども大綱」の策定や子ども等の意見反映などについて定めています。

▼こども基本法の基本理念

- 1 すべての子どもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべての子どもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべての子どもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからのため最もよいことが優先してかんがえられること
- 5 子育ては家庭を基本しながら、そのサポートが充分に行われ、家庭で育てることが難しい子どもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

▼こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

「こどもまんなか社会」とは、全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態“ウェルビーイング”で生活を送ることができる社会。

▼こども大綱の子ども施策に関する基本的な方針

- 1 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

▼こども大綱の子ども施策に関する重要事項

- 1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 2 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり
- 3 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 4 子どもの貧困対策
- 5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- 6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 7 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

2. 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定を策定根拠とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」で子ども・子育て支援法第60条で示す基本指針に則して、土佐町の地域性や独自性を踏まえ、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める計画です。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」の考え方を継承する計画として策定するものです。

▼子ども・子育て支援法に基づく基本指針

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

▼計画の根拠法と記載事項

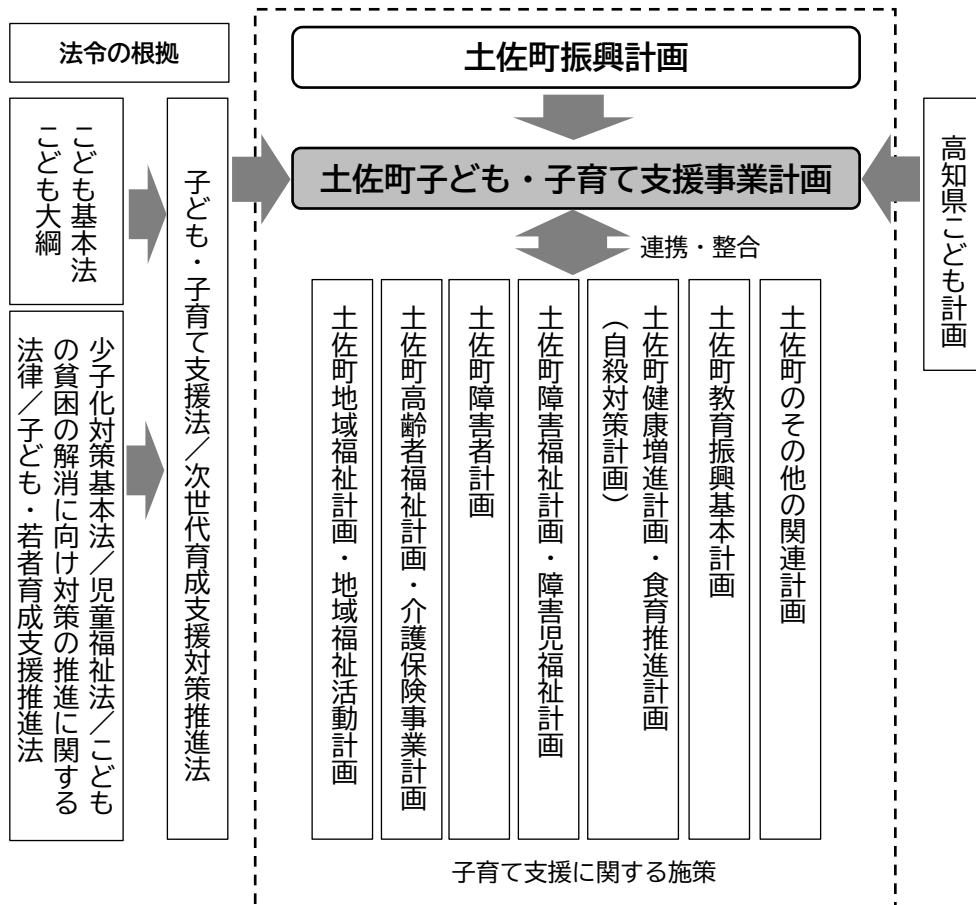
	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
記載事項	<基本的記載事項> 1 教育・保育提供区域の設定 2 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	1 地域における子育ての支援 2 母性並びに乳児及び幼児等健康の確保及び増進 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4 子育てを支援する生活環境の整備 5 職業生活と家庭生活との両立の推進等 6 子どもの安全の確保 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

(2) 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である「土佐町振興計画」が掲げる理念や将来像をもとに、本町の保健・福祉関連の計画や教育関連の計画の内容とも重なることから、下記に示す各個別計画とも連携し、整合を図ります。

その他、「こども基本法」の基本理念や「こども大綱」で示されている少子化対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策等の施策の理念や重点事項についても整合するよう、計画を策定します。

▼計画策定にあたり連携・整合が必要な関連計画・法令等



3. 計画の期間と対象

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、また、「こども大綱」が今後5年程度を見据えた子ども施策の基本的な方針を示していることを鑑み、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年とします。

なお、本計画期間において様々な状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合、随時計画の見直しを行うものとします。

また、本計画の主たる対象は、子どもと子育て家庭（保護者）とします。この計画における「子ども」とは、乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとし、「子育て家庭」とは妊娠期を含むすべての子育て家庭とします。

4. 計画の策定体制

(1) 土佐町子ども・子育て会議における審議

本計画の策定にあたっては、検討機関として子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者等からなる「土佐町子ども・子育て会議」を設置、開催して、本町における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定します。

(2) 各種調査の実施

① アンケート調査（ニーズ調査）

本計画の策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態、意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、未就学児童と小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象	令和6年3月31日現在、町内に在住する就学前児童（0～5歳）の保護者及び小学校1～3年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査実施期間	令和6年5月9日～令和6年5月24日
調査方法	保育所・学校を通じての配布回収（一部郵送による配布回収）
調査数	○就学前児童（0～5歳）の保護者 83世帯 ○小学校1～3年生の保護者 71世帯
回収数（率）	○就学前児童（0～5歳）の保護者 71世帯（85.5%） ○小学校1～3年生の保護者 51世帯（71.8%）

② 基礎調査・前計画の評価

子どもの人口推移や子どもに関する各種統計資料、教育・保育や子ども・子育て支援事業の見込量と実績などを経年で把握することで近年の傾向を確認し、第2期計画の各施策・事業の進捗状況や成果・課題について担当者による評価・検証を行い、今後の各施策・事業の検討材料としました。

(3) 住民からの意見表明・参画機会の提供

令和7年1月14日から令和7年1月31日の期間において、町役場（教育委員会窓口）等で計画案を公表し、町民の皆様からの意見を聴取し計画策定に反映しました。

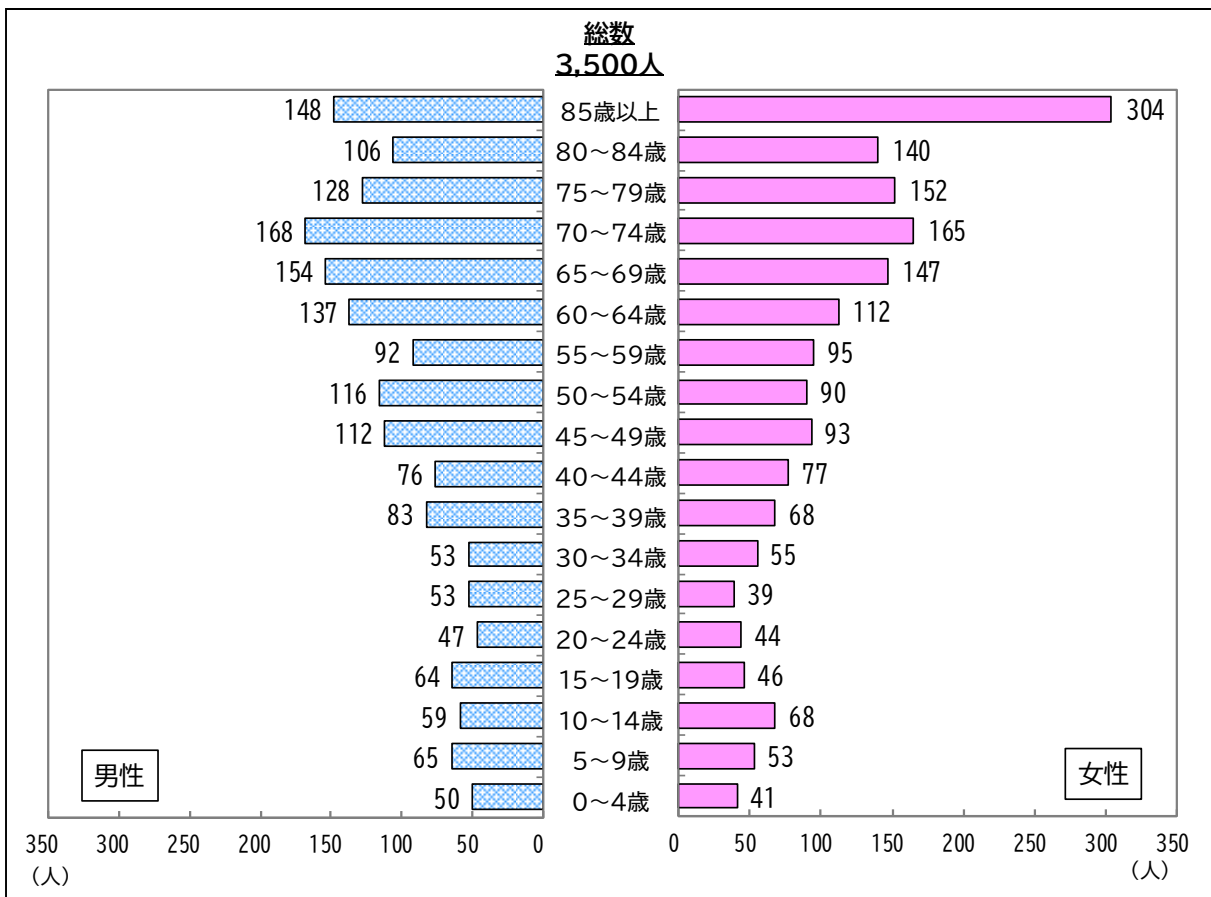
第2章 土佐町の子どもと家庭を取り巻く状況

1. 人口・出生の状況

(1) 人口構成（人口ピラミッド）

本町の性別・年齢5歳区分別の人口構成をみると、男女とも60歳以上の高齢層が多い一方で、30歳未満の若年層が少なくなっています。特に20歳代の人口が少なく、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。

▼性別・年齢5歳区分別の人口構成



※総人口は5歳毎の合計で、年齢不詳者を含まない。

資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

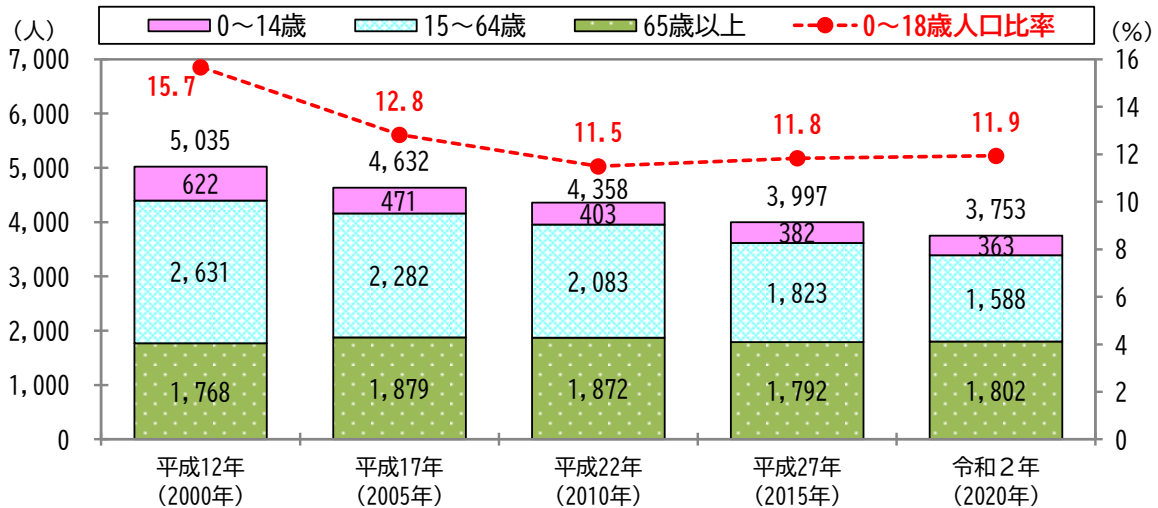
第2章 土佐町の子どもと家庭を取り巻く状況

(2) 人口の推移

本町の人口の推移をみると、総人口は平成12年の5,035人で、その後は減少が続いています。内訳をみると、65歳以上は増減を繰り返しながら横ばい傾向、0～14歳、15～64歳は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいるといえます。

また、本計画の対象である0歳から18歳の子ども人口の占める割合は平成12年では15.7%であったが、令和2年では11.9%となっており、3.8ポイント減少しています。

▼総人口・年齢3区分別人口と0～18歳人口の割合の推移

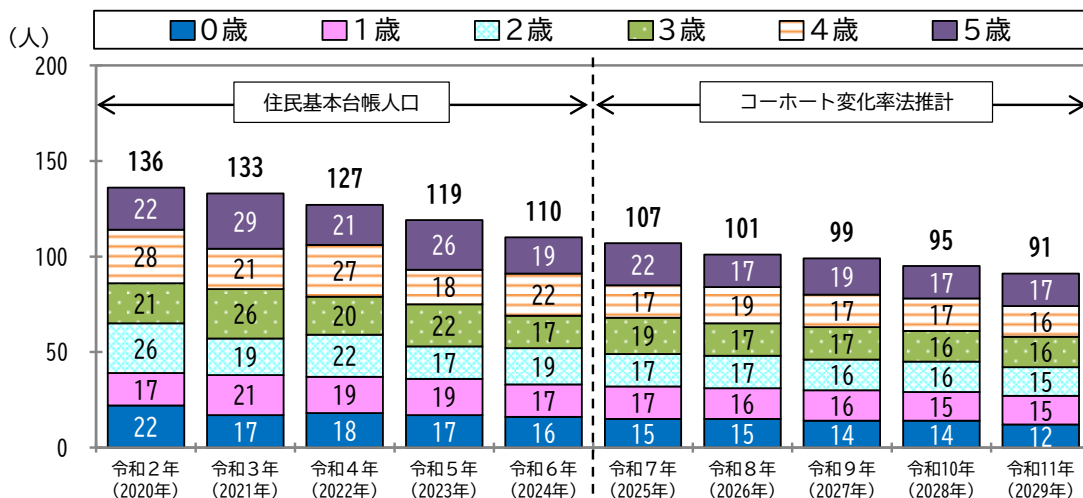


資料：国勢調査

(3) 子ども人口の推移と推計

本町の0～5歳の人口の推移をみると、減少傾向にあり、今後も出生数の減少などにより令和7年以降も減少が続くと見込まれます。

▼就学前児童（0～5歳）人口の推移と推計

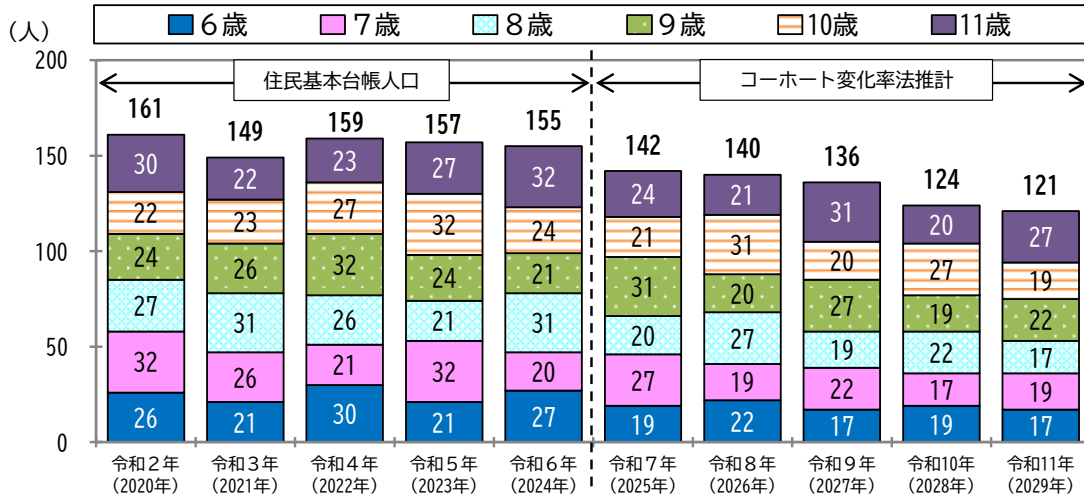


資料：住民基本台帳人口（令和2年～令和6年）、
コホート変化率法による土佐町推計（令和7年～令和11年）

第2章 土佐町の子どもと家庭を取り巻く状況

本町の6～11歳の人口の推移をみると、増減を繰り返しながら減少傾向にあり、令和7年以降も減少が続くと見込まれます。

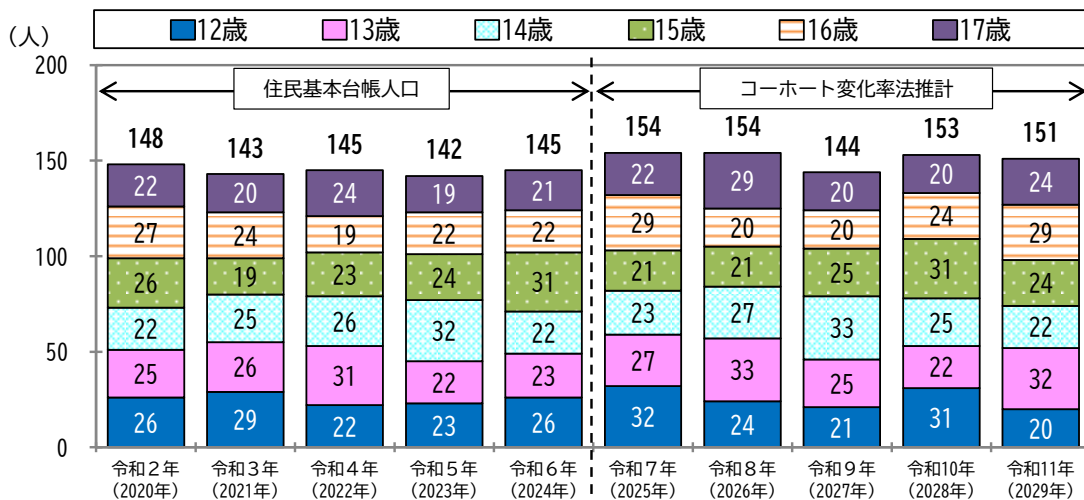
▼就学児童（6～11歳）人口の推移と推計



資料：住民基本台帳人口（令和2年～令和6年）、
コホート変化率法による土佐町推計（令和7年～令和11年）

本町の12～17歳の人口の推移をみると、増減を繰り返しながら横ばい傾向にあり、令和7年以降も横ばい傾向が続くと見込まれます。

▼中高生年代（12～17歳）人口の推移と推計



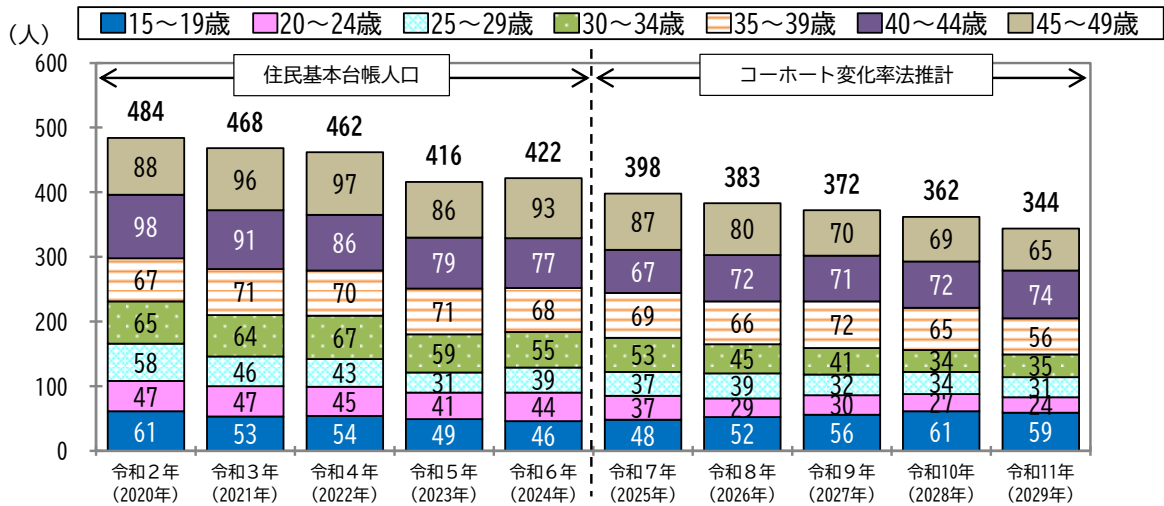
資料：住民基本台帳人口（令和2年～令和6年）、
コホート変化率法による土佐町推計（令和7年～令和11年）

第2章 土佐町の子どもと家庭を取り巻く状況

(4) 女性人口の推移と推計

本町の15～49歳の女性人口の推移をみると、減少傾向にあり、令和7年以降も出産が可能と考えられる女性の将来人口は減少傾向となり、出生数にも影響することが予測されます。

▼女性（15～49歳）人口の推移と推計

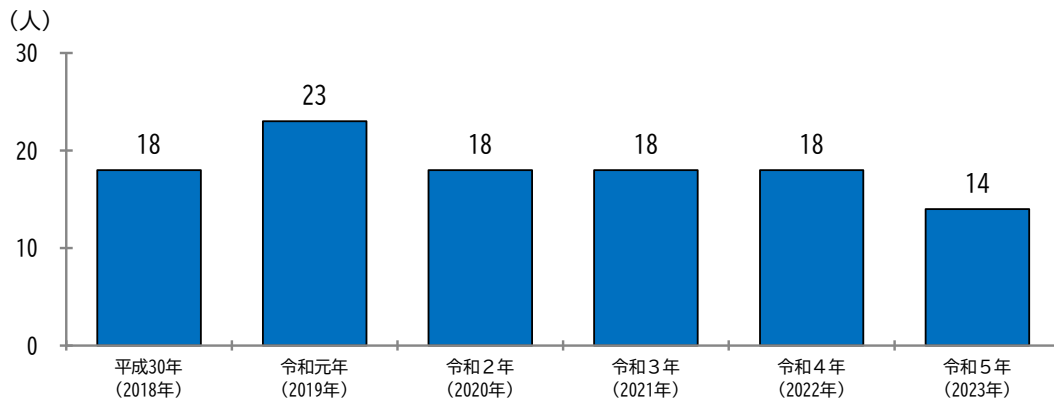


資料：住民基本台帳人口（令和2年～令和6年）、
コホート変化率法による土佐町推計（令和7年～令和11年）

(5) 出生数の推移

本町の出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら減少傾向にあり、令和5年では14人となっています。

▼出生数の推移



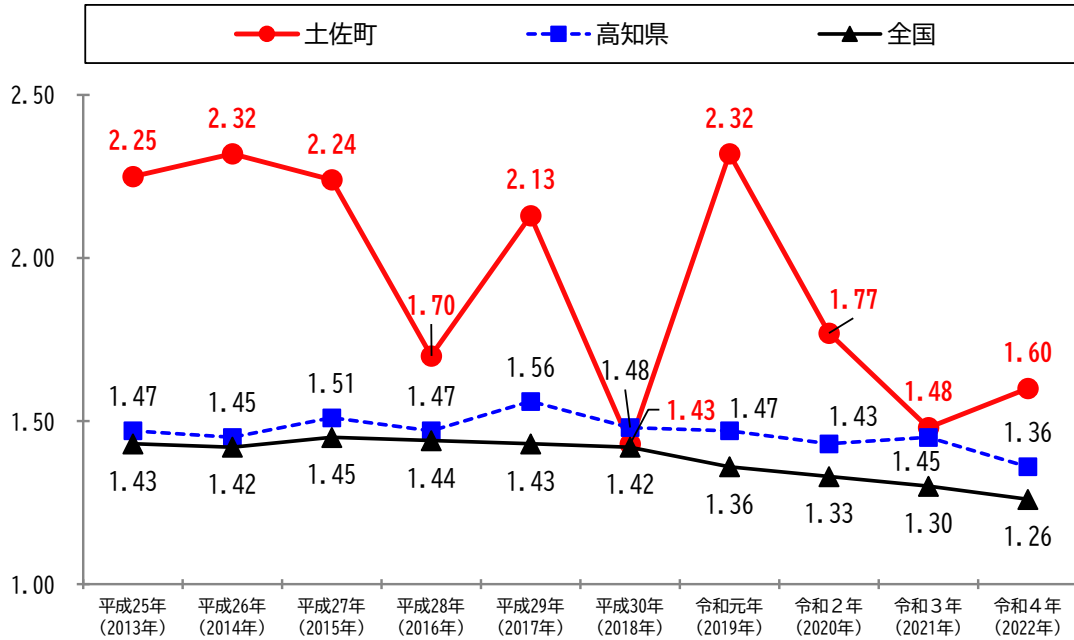
資料：土佐町教育委員会事務局

第2章 土佐町の子どもと家庭を取り巻く状況

(6) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率の推移をみると、平成25年以降は増減を繰り返しながら、減少傾向にあり、令和4年には1.60となっており、平成30年を除いて高知県や国の値を上回って推移しています。

▼合計特殊出生率の推移（全国・県との比較）

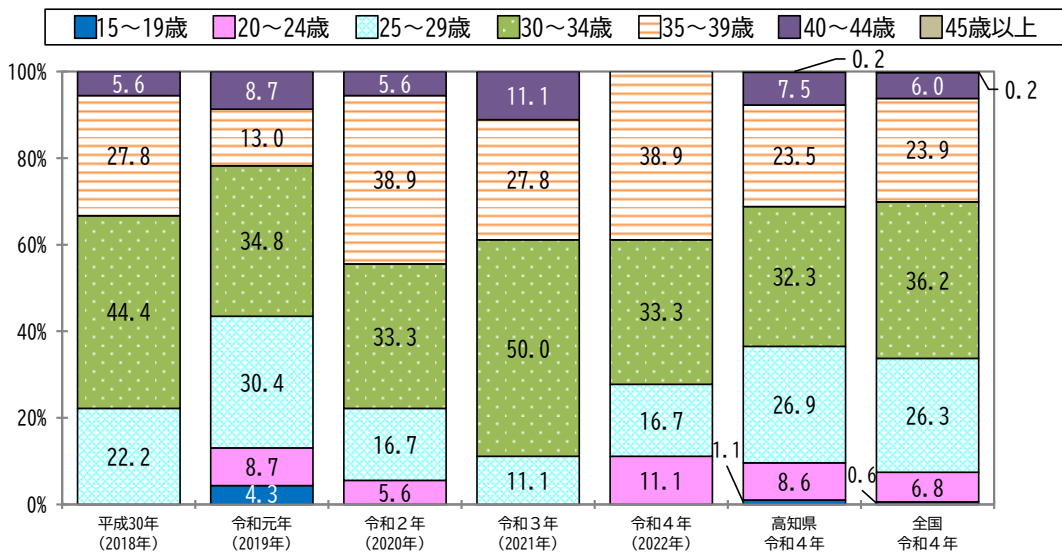


資料：人口動態統計、土佐町教育委員会事務局

(7) 母親の年齢別出生割合の推移

本町の母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成30年では30～34歳が44.4%、令和4年では35～39歳が38.9%とそれぞれ最も多く、令和4年の高知県、全国の割合と比べると、30歳代の出産割合が7割以上と多くなっています。

▼母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移



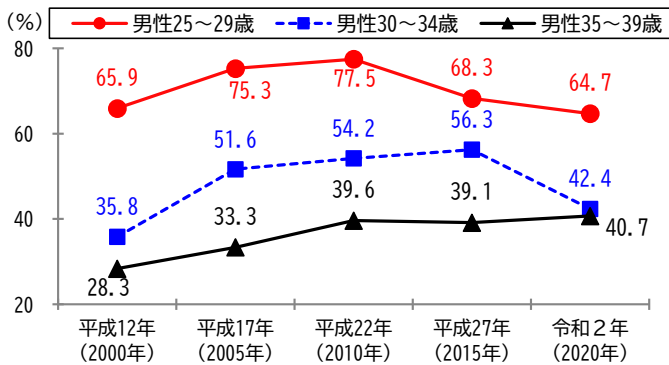
資料：土佐町教育委員会事務局

2. 結婚・就業の状況

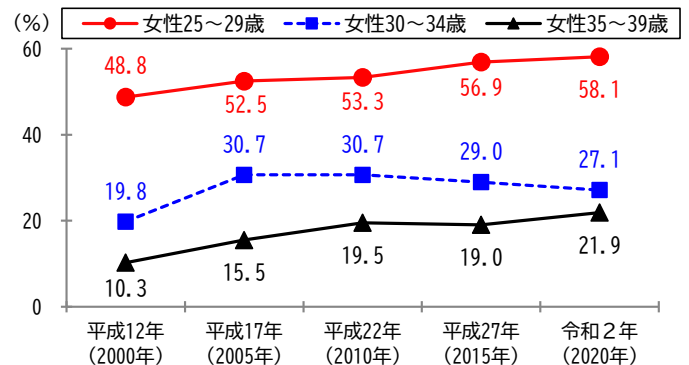
(1) 未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、男女とも35～39歳の未婚率は平成12年以降、増加傾向にあり、令和2年は男性が40.7%、女性が21.9%となっています。

▼男性の年齢別（25～39歳）未婚率の推移



▼女性の年齢別（25～39歳）未婚率の推移



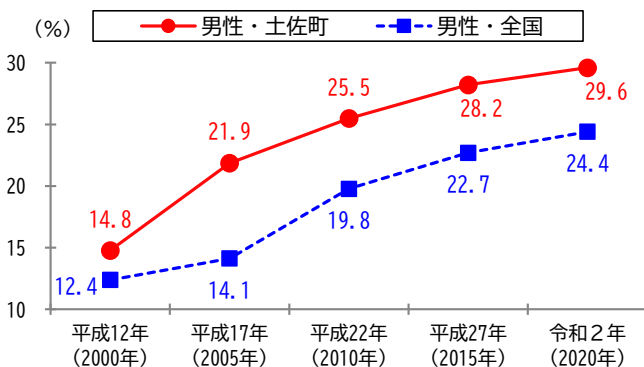
資料：国勢調査

本町の生涯（50歳時）未婚率の推移をみると、男女とも平成12年以降、増加傾向にあります。

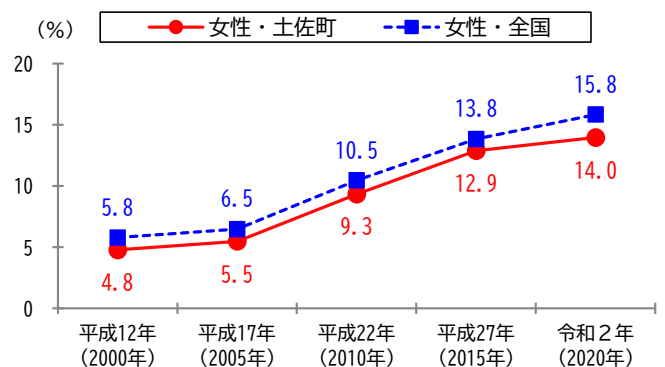
男性の生涯未婚率は、平成12年は12.4%であったが、令和2年は24.4%と12ポイント増加しており、全国の生涯未婚率を上回っています。

一方、女性の生涯未婚率は、平成12年は4.8%であったが、令和2年は14.0%と9.2ポイント増加しており、全国の生涯未婚率より若干低くなっていますが、増加傾向にあります。

▼男性の生涯（50歳時）未婚率の推移



▼女性の生涯（50歳時）未婚率の推移



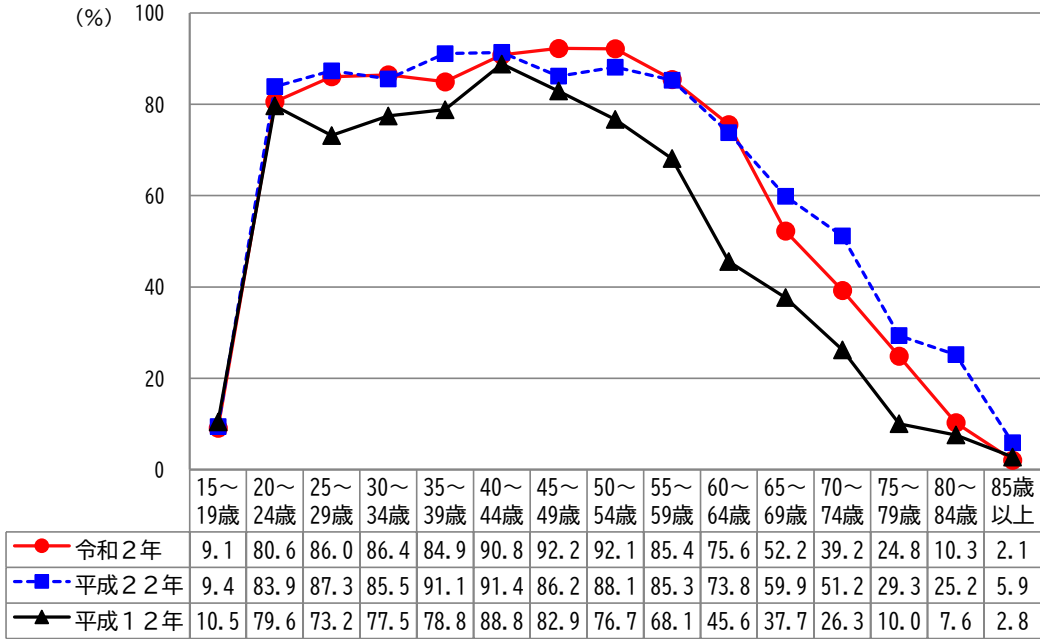
資料：国勢調査

(2) 女性の年齢別就業率の推移

本町の女性の年齢別就業率の推移をみると、25～29歳では平成12年は73.2%とM字カーブの底となっていました。平成22年では87.3%、令和2年では86.0%と10ポイント以上増加しています。また、ほとんどの年齢階層で就業率が上昇しており、特に40～54歳では9割を超えています。

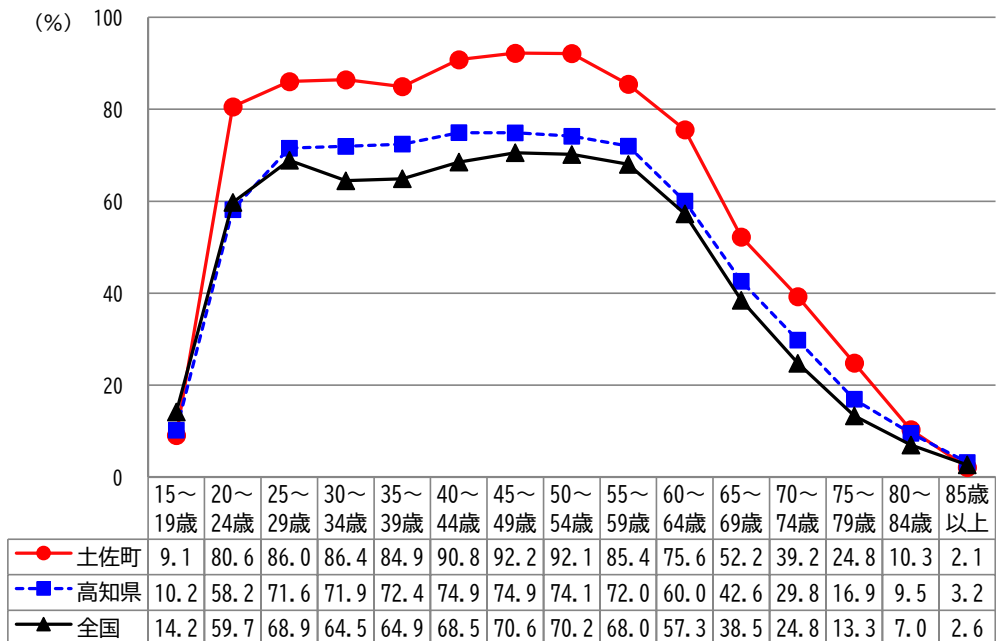
また、令和2年の女性の年齢別就業率を全国と高知県と比較すると、ほとんどの年齢階層で全国、高知県より就業率が高くなっています。

▼女性の年齢別就業率の推移（経年比較）



資料：国勢調査

▼令和2（2020）年の女性の年齢別就業率（全国・県との比較）



資料：国勢調査

3. 就学前施設・学校の状況

(1) 就学前の子どもの状況

本町には町立保育園が1か所あり、令和6年6月現在の定員数は135名、入園園児数は99名、受け入れ年齢は0～5歳となっており、現在、11時間以上の延長保育や休日保育は実施されていませんが、一時預かりは実施しています。

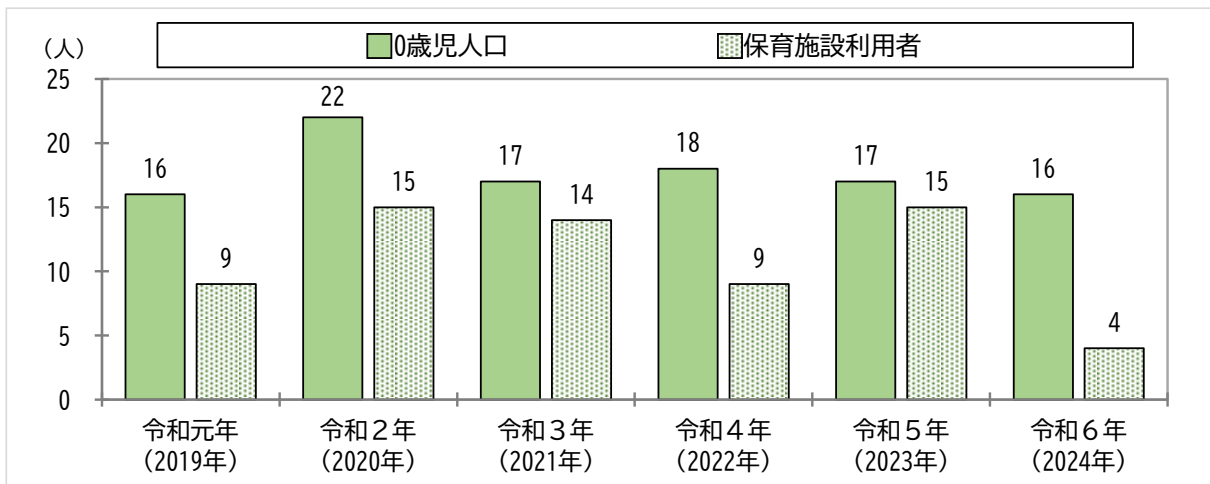
▼認定こども園・保育所・幼稚園の概要

名称	所在地	定員数	入園園児数	受け入れ年齢	延長保育	一時預かり	土曜午後	休日保育
町立みつば保育園	土佐町田井1555番地	135	99	0-5歳	×	○	○	×

資料：土佐町教育委員会事務局（令和6年6月1日時点）

本町の0歳児人口と保育施設利用者は、増減を繰り返しており、令和5年は0歳児人口が17人、保育施設利用者は15人となっています。また、待機児童数は、令和元年以降ゼロが続いています。

▼0歳児の保育施設利用者の推移

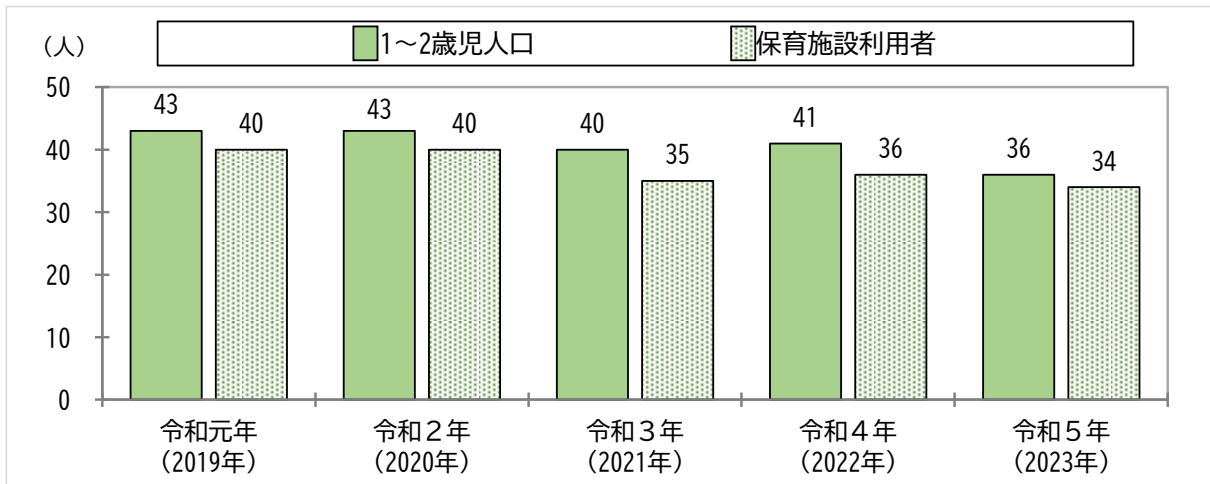


資料：土佐町教育委員会事務局

第2章 土佐町の子どもと家庭を取り巻く状況

本町の1～2歳児人口と保育施設利用者は、増減を繰り返しており、令和5年は1～2歳児人口が36人、保育施設利用者は34人となっています。

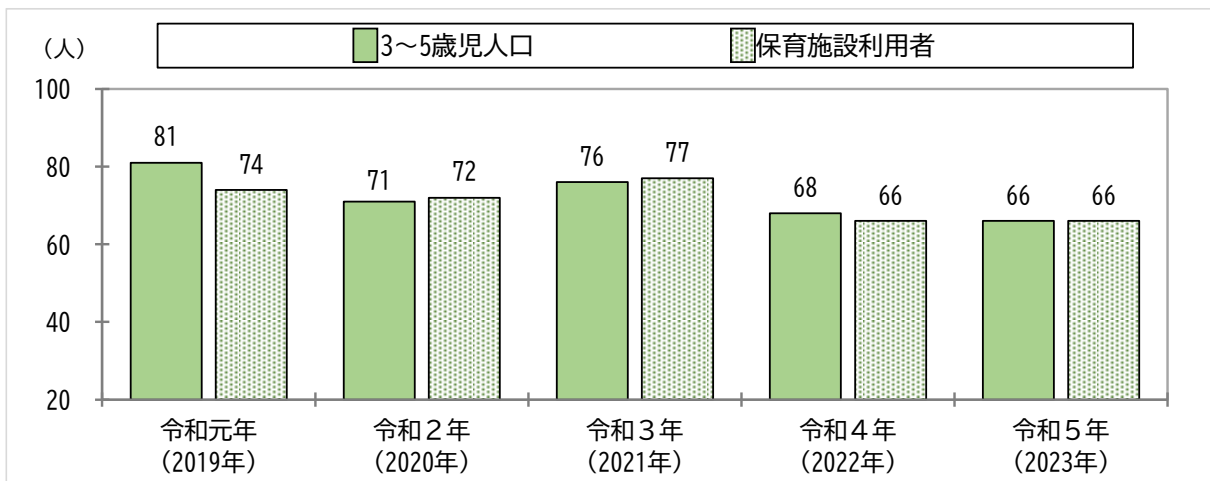
▼1～2歳児の保育施設利用者の推移



資料：土佐町教育委員会事務局

本町の3～5歳児人口と保育施設利用者は、増減を繰り返しており、令和5年は3～5歳児人口が66人、保育施設利用者は66人となっています。

▼3～5歳児の保育施設利用者の推移



資料：土佐町教育委員会事務局

(2) 小・中学校の子ども状況

本町には令和6年6月現在、小学校と中学校が1つずつあり、いずれも公立の小中連携校で、令和6年の小学校児童数は113人（6学級）、中学校生徒数は59人（3学級）となっています。

▼小・中学校の概要

区分	名称	所在地	学級数	児童・生徒数(人)
小学校	公立 土佐町小学校	土佐町宮古野1番地	6	113
中学校	公立 土佐町中学校	土佐町宮古野1番地	3	59

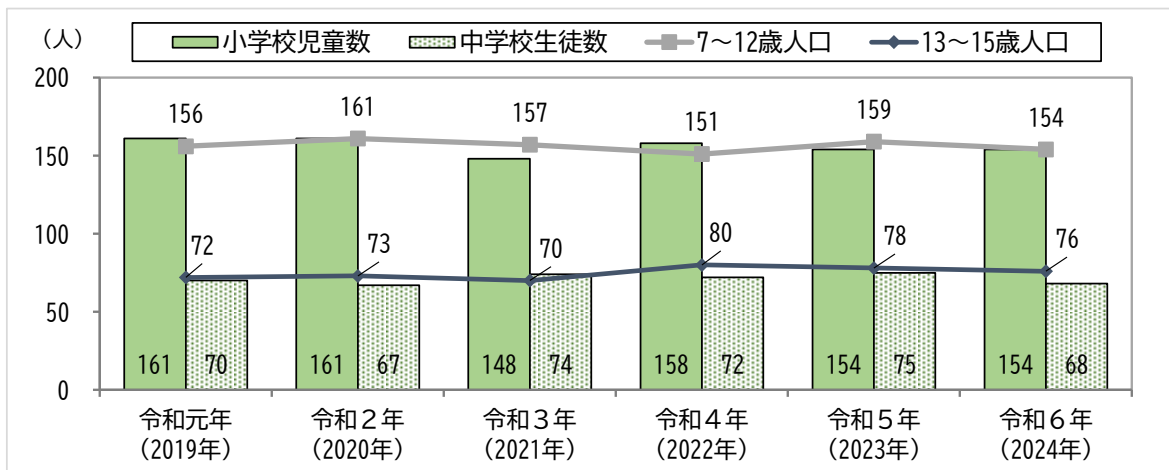
※児童・生徒数は家庭数（長兄姉数）

資料：土佐町教育委員会事務局（令和6年6月1時点）

本町の7歳から12歳までの人口及び13歳から15歳までの人口は、令和元年よりほぼ横ばいとなっています。

小学校（特別支援学級含む）の児童数は、令和6年は154人となっており、中学校（特別支援学級含む）の生徒数は、令和6年は68人となっています。

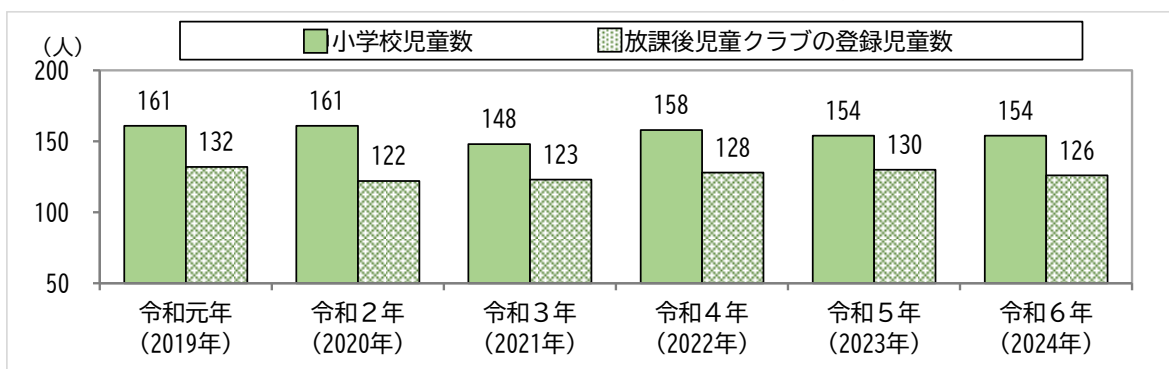
▼7～15歳までの人口と小学校・中学校（特別支援学級含む）の児童数・生徒数の推移



資料：土佐町教育委員会事務局

本町の放課後児童クラブの登録児童数は、増減を繰り返しており、令和6年は126人となっています。

▼放課後児童クラブの登録児童数の推移



資料：土佐町教育委員会事務局

4. その他の状況

(1) 児童虐待の状況

18歳未満の子どもとその家庭に関する相談件数は、令和元年は虐待相談（通告）が3件、令和2年は養護相談（虐待以外）が5件、令和5年は虐待相談（通告）が1件となっています。

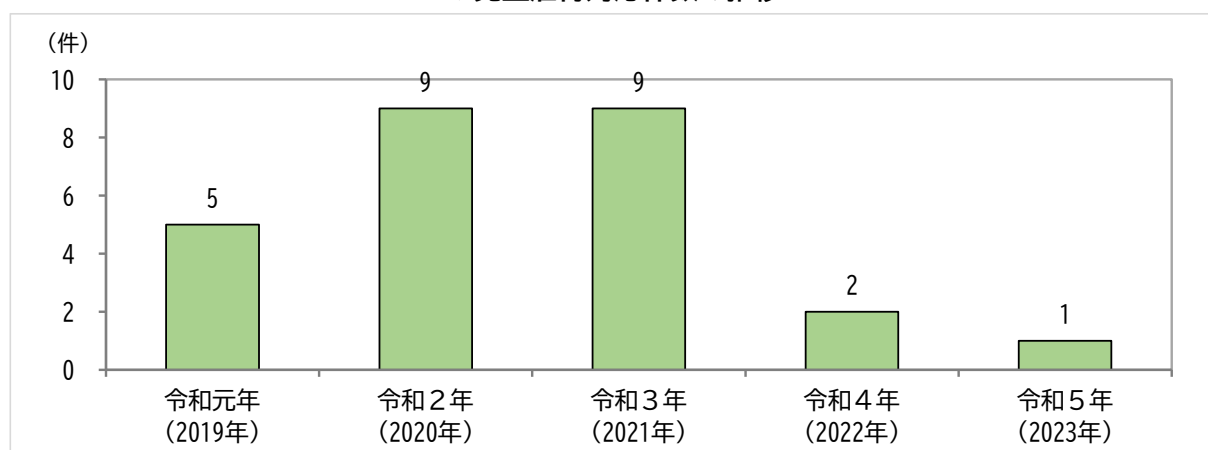
▼相談件数の内訳の推移

		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
相談の 種類別 (件)	虐待相談（通告）	3	0	0	0	1
	養護相談（虐待以外）	0	5	0	0	0
	保健相談	0	0	0	0	0
	障がい相談	0	0	0	0	0
	非行相談	0	0	0	0	0
	育成相談	0	0	0	0	0
	その他の相談	0	0	0	0	0
	合計	3	5	0	0	1

資料：土佐町教育委員会事務局

虐待対応件数（児童虐待ケースとして支援を行った件数）は、令和2年と令和3年は9件と近年では最も多く、令和5年は1件となっています。

▼児童虐待対応件数の推移

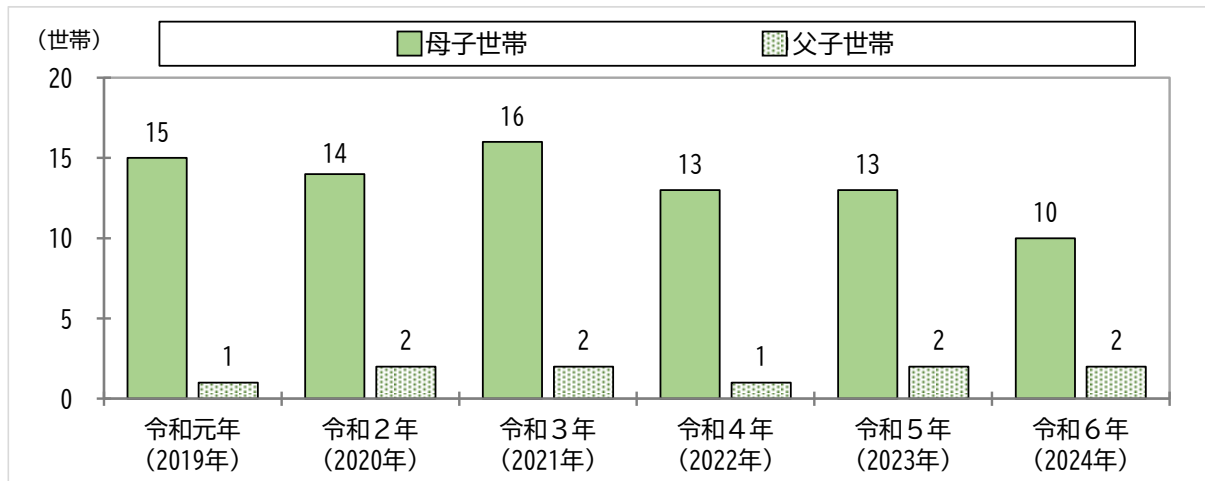


資料：土佐町教育委員会事務局

(2) 困難を抱えやすい家庭の状況

ひとり親世帯数は、母子世帯は令和元年は15世帯、令和6年は10世帯と増減を繰り返しながらも減少傾向となっており、父子世帯は1~2世帯と横ばい傾向となっています。

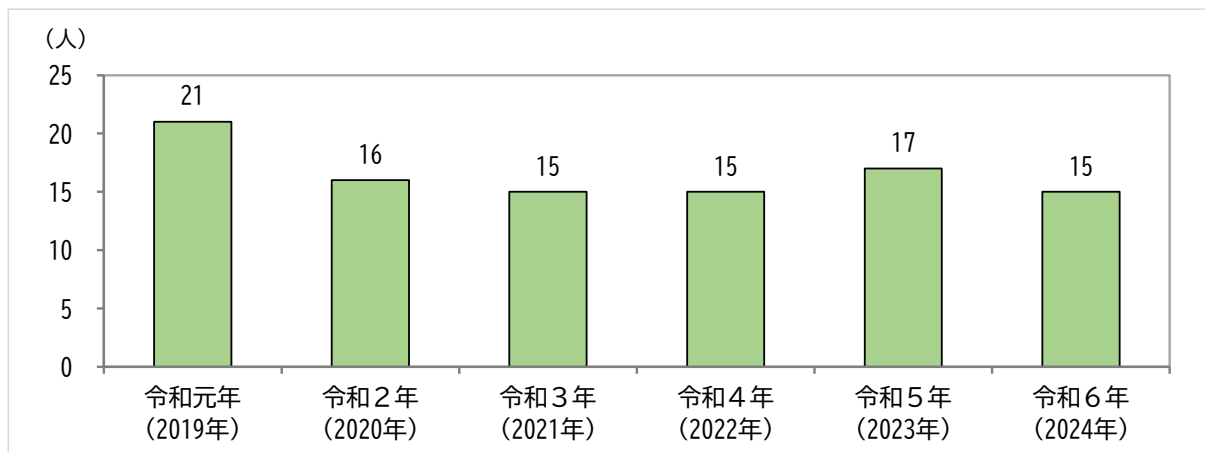
▼ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

児童扶養手当受給者数は、令和元年の21人から令和6年には15人と減少しています。

▼児童扶養手当受給者数の推移

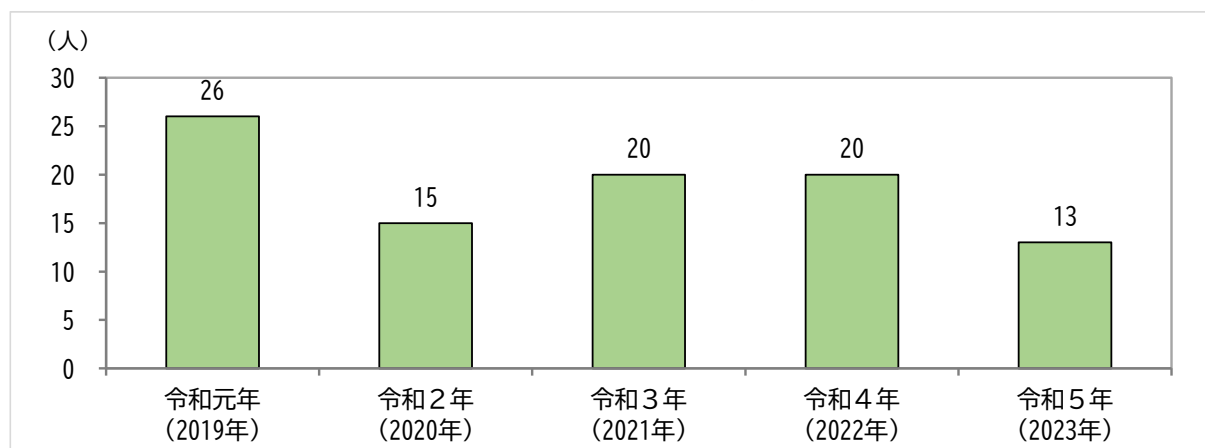


資料：土佐町教育委員会事務局

(3) 母子保健の状況

妊娠の届出者数は、令和元年の26人から令和5年には13人と減少しています。

▼妊娠の届出者数の推移



資料：土佐町教育委員会事務局

子どもの健診受診率は、概ね90%~100%と高い受診率で推移しています。また、妊婦健診の一人当たり平均利用枚数は、令和5年は11.3枚となっています。

▼一般健康診査受診率の推移

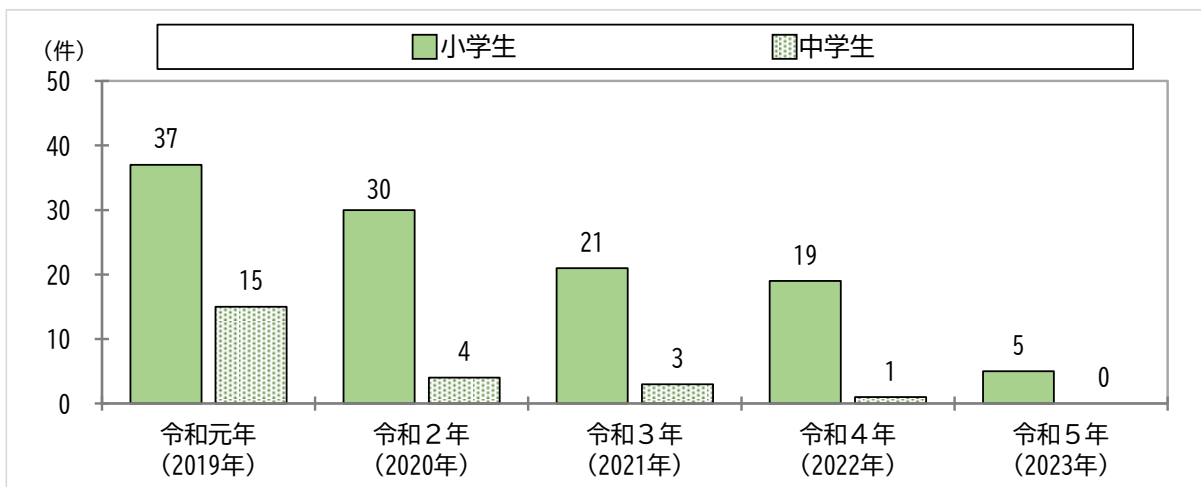
健診の種類		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
乳児健診	受診者数／対象者数(人)	24/25	33/33	22/23	31/31	25/27
	受診率(%)	96.0	100.0	95.6	100.0	92.5
1歳 6か月児	受診者数／対象者数(人)	19/19	21/21	20/20	20/20	18/18
	受診率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3歳児	受診者数／対象者数(人)	20/20	28/28	18/18	20/20	22/22
	受診率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
妊婦	延受診者数(人)	238	199	213	197	147
	一人当たり平均利用枚数(枚)	9.1	13.2	10.6	9.8	11.3

資料：土佐町教育委員会事務局

(4) 子どもと若者の状況

いじめの認知（発生）件数は、小学生・中学生ともに減少しています。

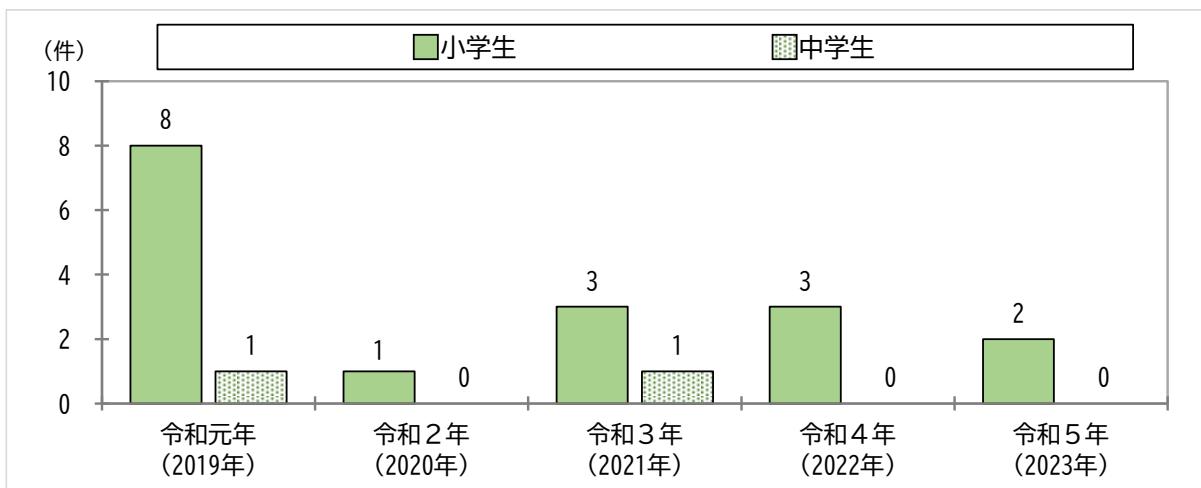
▼小中学校におけるいじめの認知（発生）件数の推移



資料：土佐町教育委員会事務局

不登校児童・生徒の件数は、小学校では令和元年の8件から令和5年は2件に減少しており、中学校では、令和5年は0件となっています。

▼小中学校における不登校児童・生徒の件数の推移



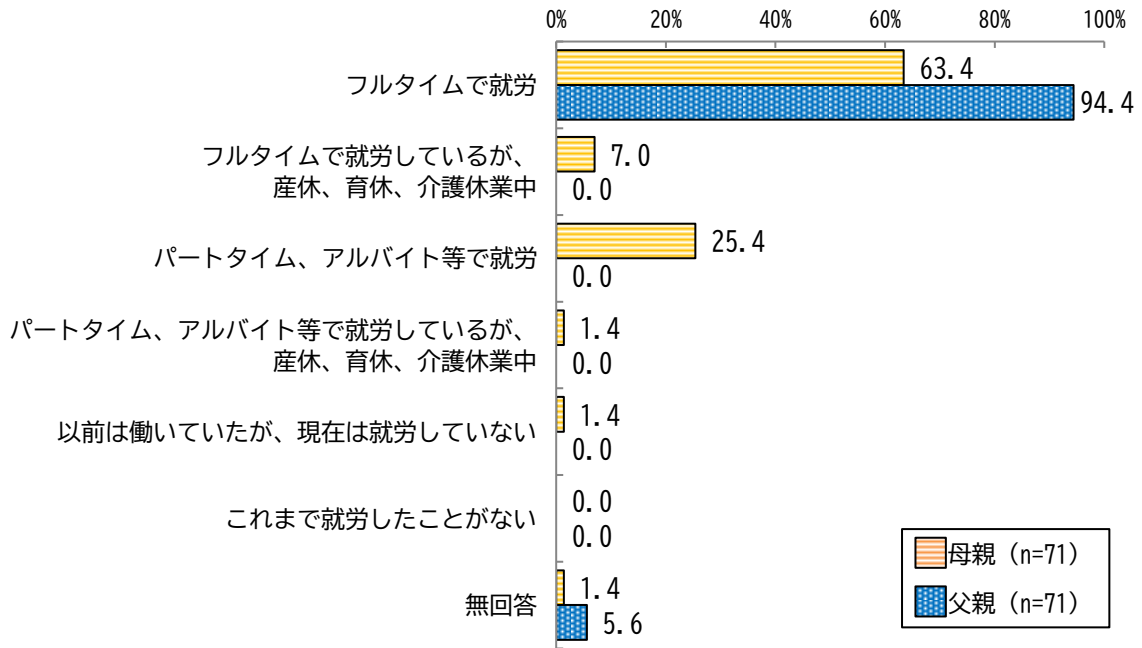
資料：土佐町教育委員会事務局

5. アンケート調査結果の概要

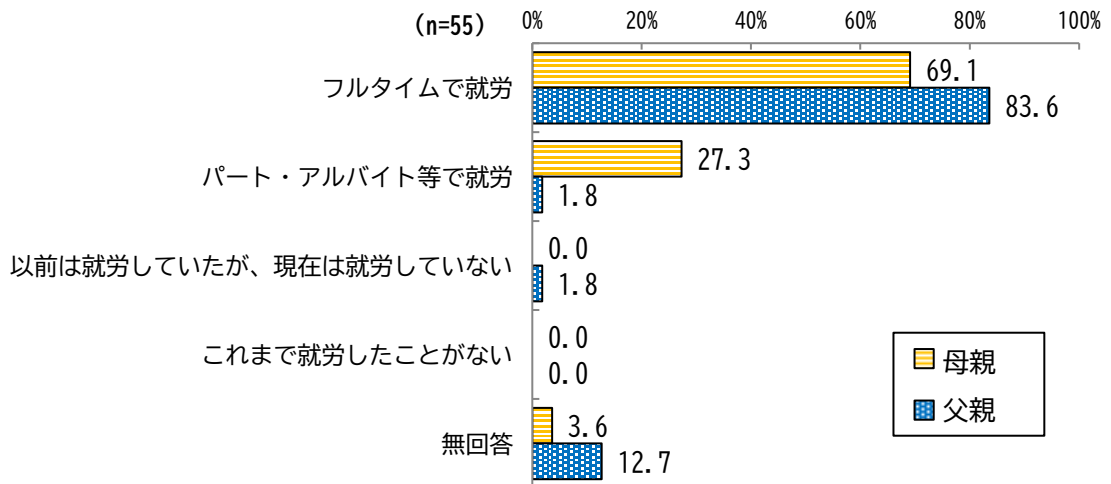
(1) 保護者の就労状況

保護者の就労状況をみると、就学前の「フルタイムで就労」では母親が63.4%、父親が94.4%となっており、小学生の同項目では、母親が69.1%、父親が83.6%となっています。

▼就学前児童保護者の就労状況



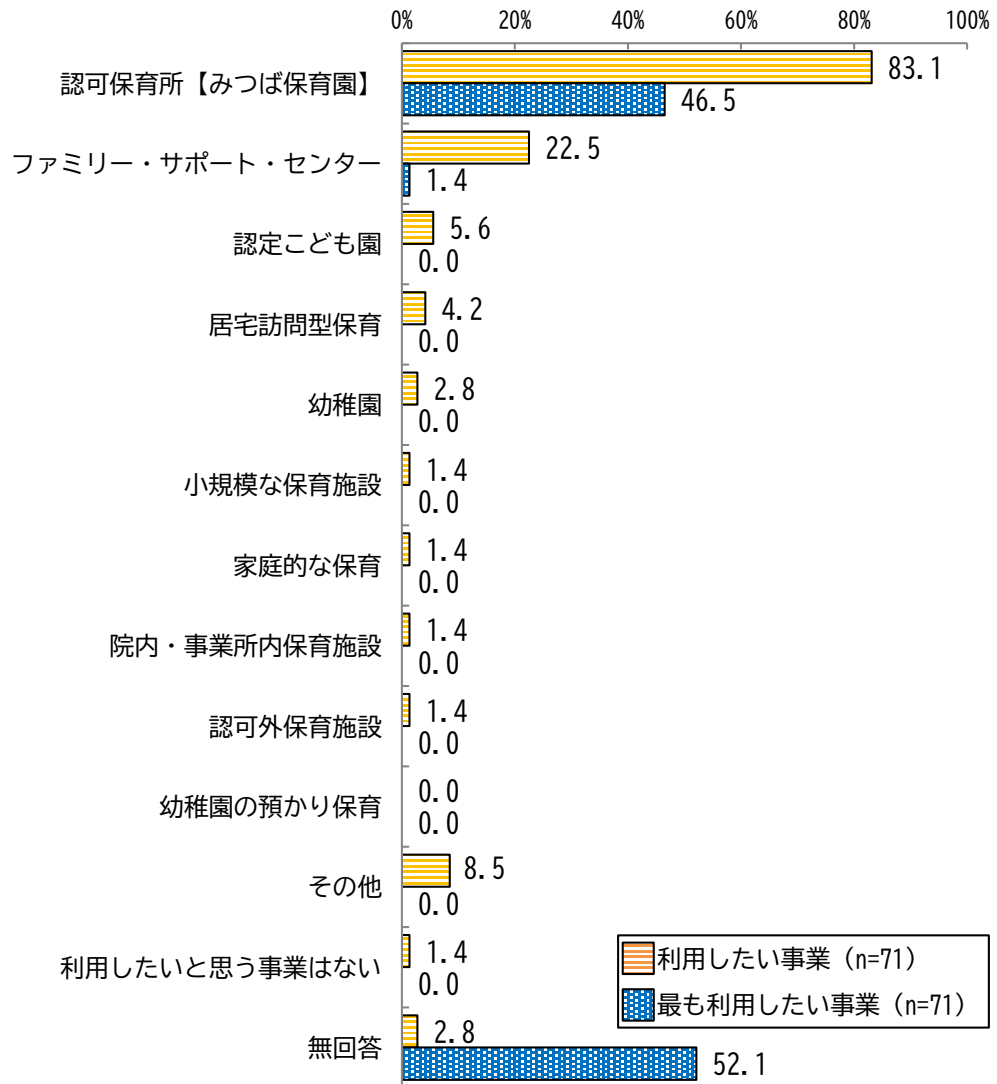
▼小学生児童保護者の就労状況



(2) 平日に定期的に利用したい教育・保育の事業

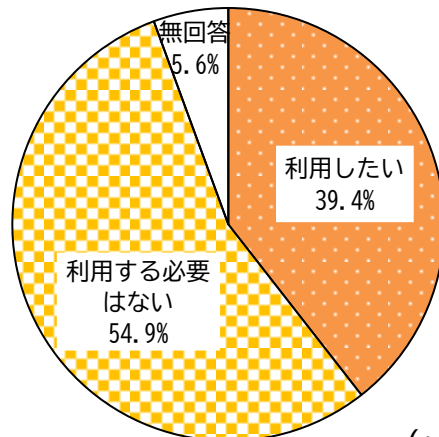
平日に定期的に利用したい教育・保育の事業をみると、「認可保育所【みつば保育園】」(83.1%)の利用希望が8割を超えており、次いで「ファミリー・サポート・センター」(22.5%)などとなっています。

また、利用を希望した事業の中で、特に利用したい事業についてみると、「認可保育所【みつば保育園】」が46.5%で最も多くなっています。



(3) 一時預かり等不定期な事業の利用希望

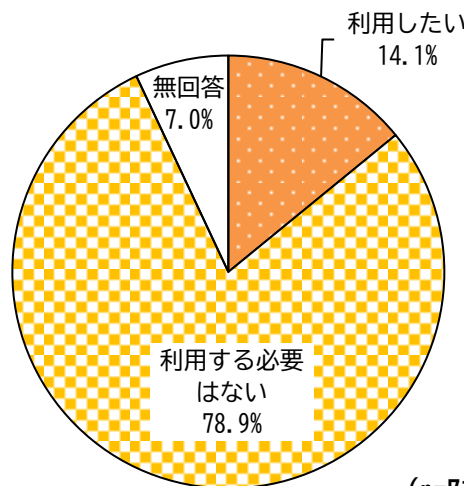
一時預かり等の不定期な事業の利用希望をみると、「利用したい」が39.4%、「利用する必要はない」が54.9%となっています。



(n=71)

(4) 泊りがけで預けられる援助事業の利用希望

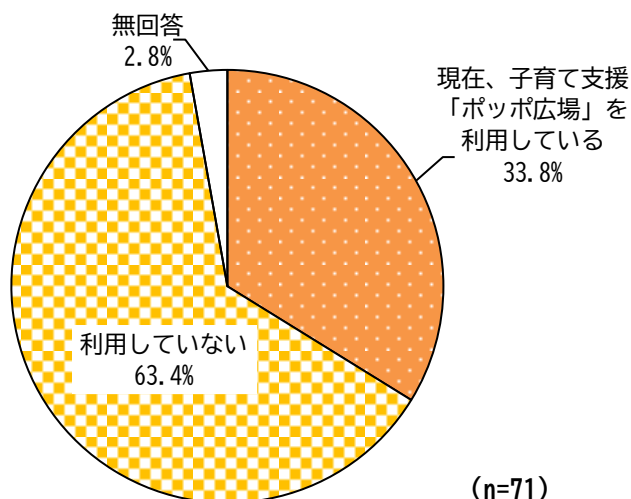
泊りがけで預けられる援助事業の利用希望をみると、「利用したい」が14.1%、「利用する必要はない」が78.9%となっています。



(n=71)

(5) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況をみると、「現在、子育て支援「ポッポ広場」を利用している」が33.8%、「利用していない」が63.4%となっています。



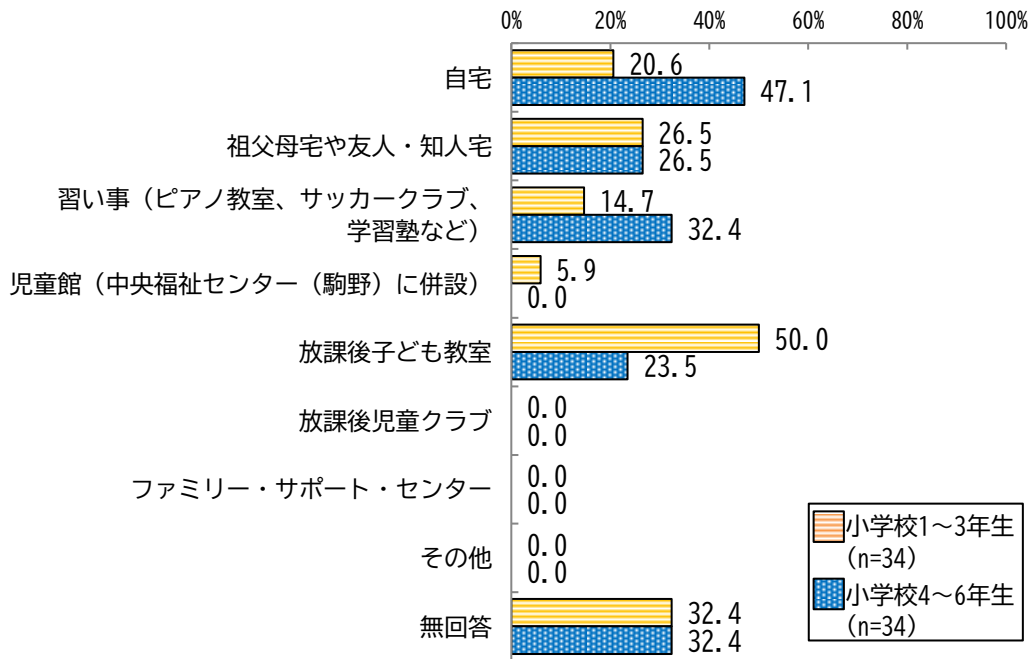
(n=71)

(6) 放課後の過ごしませ方の希望・放課後児童クラブの利用希望

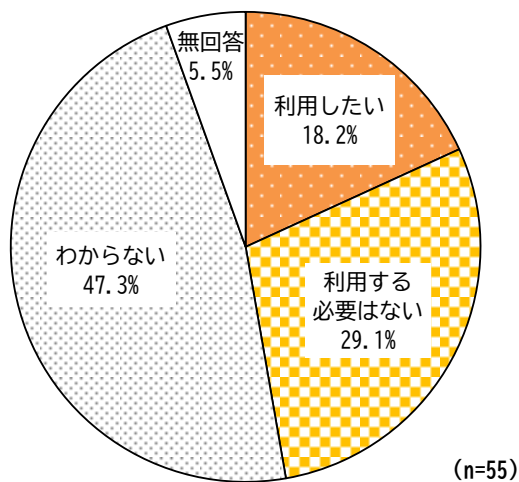
就学前児童の保護者の小学校就学後に子どもを放課後どのような場所で過ごさせたいかをみると、小学校1～3年生では「放課後子ども教室」が50.0%、小学校4～6年生では「自宅」が47.1%とそれぞれ最も多くなっています。

また、小学生児童の保護者の放課後児童クラブの利用意向をみると、「わからない」が47.3%で最も多く、次いで「利用する必要はない」が29.1%、「利用したい」が18.2%となっています。

▼就学前児童保護者の小学校就学後の放課後の過ごしませ方の希望



▼小学生児童保護者の放課後児童クラブの利用希望

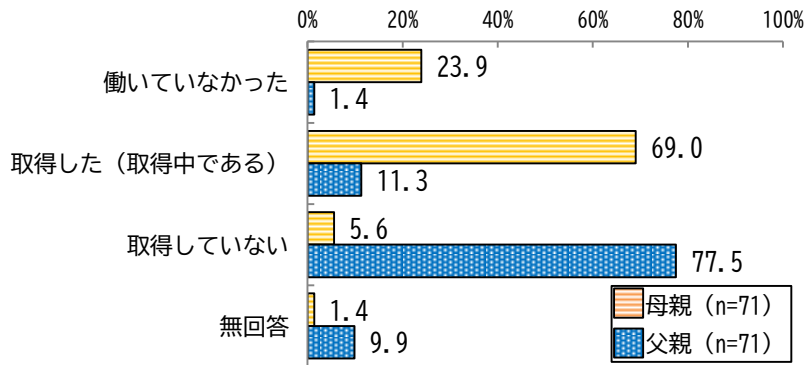


(7) 育児休業の取得状況・取得していない理由

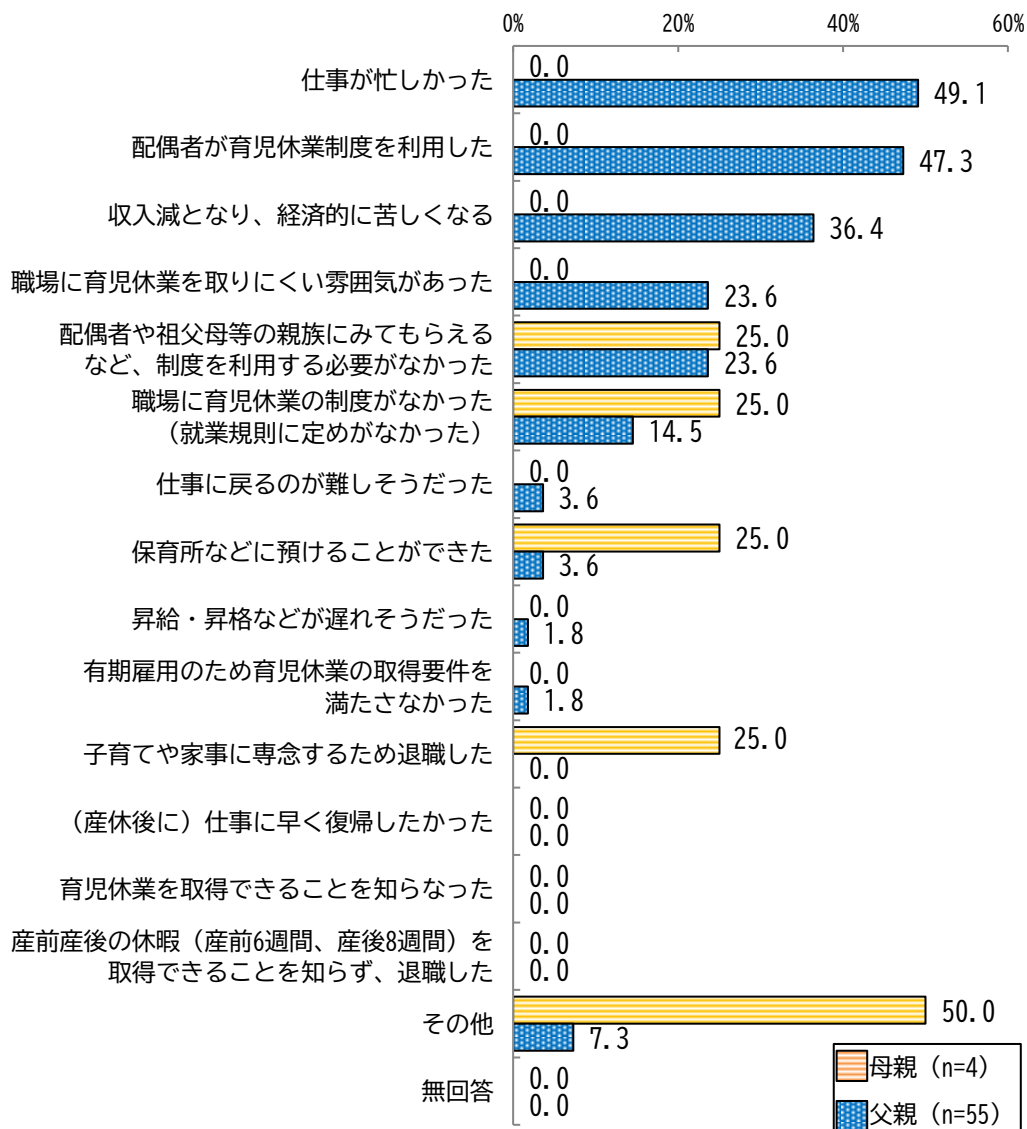
育児休業の取得状況を見ると、母親は「取得した（取得中である）」が69.0%を占めているのに対し、父親は11.3%と低く、「取得していない」（77.5%）が8割近くを占めています。

また、育児休業を取得していない主な理由をみると、母親は「その他」が50.0%、父親は「仕事が忙しかった」が49.1%とそれぞれ最も多くなっています。

▼育児休業の取得状況



▼育児休業を取得していない理由

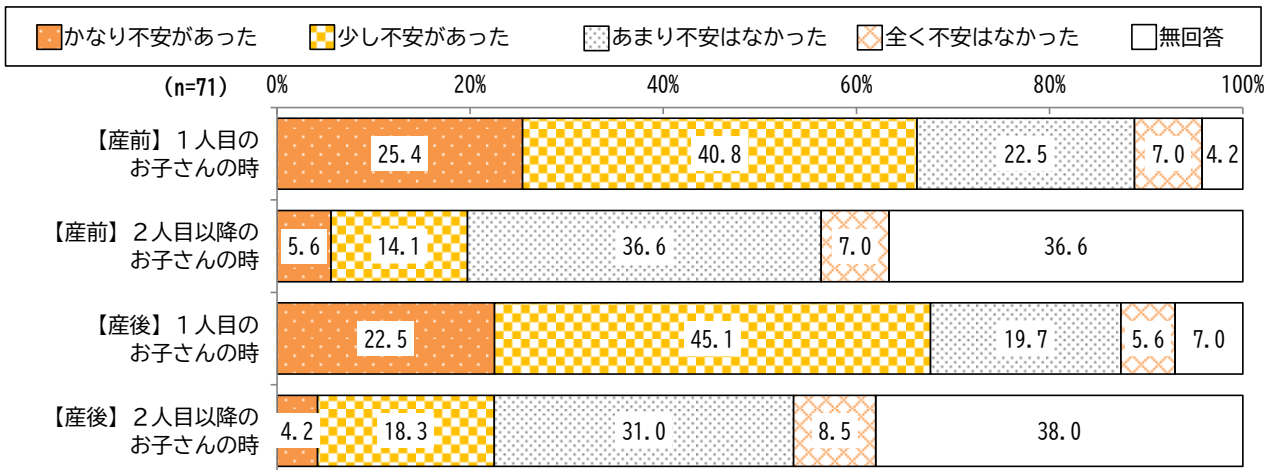


(8) 産前・産後の困ったことや不安の有無・必要な支援

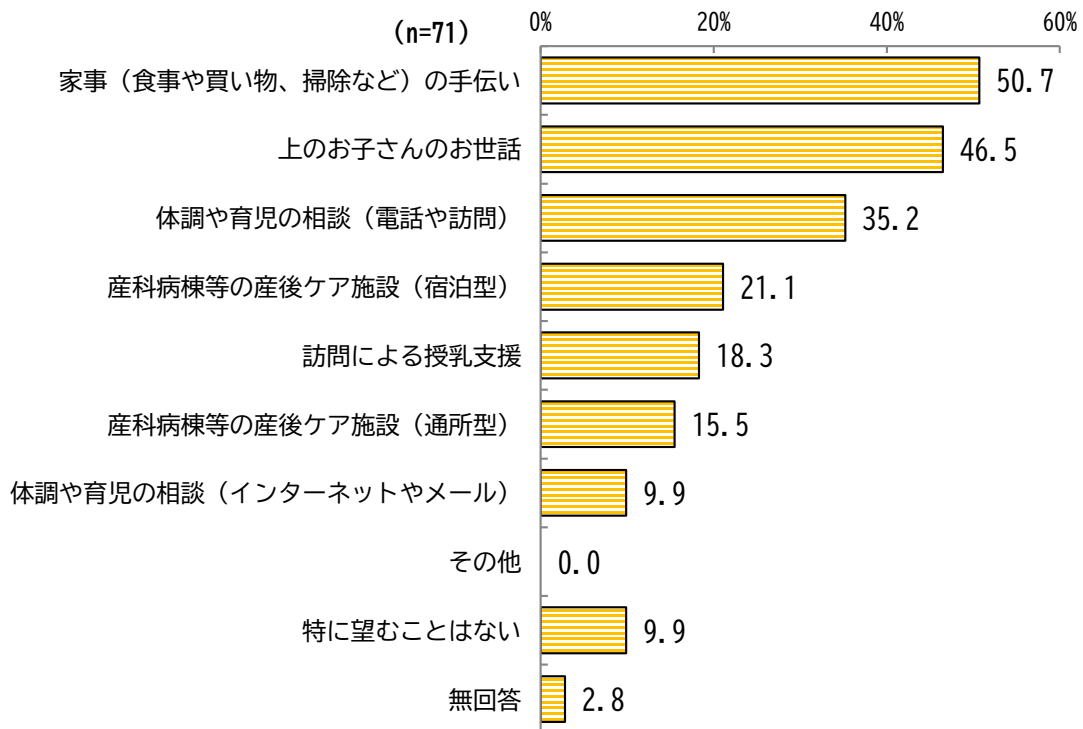
産前・産後の困ったことや不安の有無をみると、1人目のお子さんの時は【産前】【産後】ともに「少し不安があった」が4割程度と最も多く、「かなり不安があった」と合わせると【産前】【産後】ともに7割近くの方が不安があったという結果となっています。

また、妊娠中や出産後にあればよいと思う支援をみると、「家事（食事や買い物、掃除など）の手伝い」が50.7%と最も多く、次いで「上のお子さんのお世話」が46.5%、「体調や育児の相談（電話や訪問）」が35.2%となっています。

▼産前・産後の困ったことや不安の有無



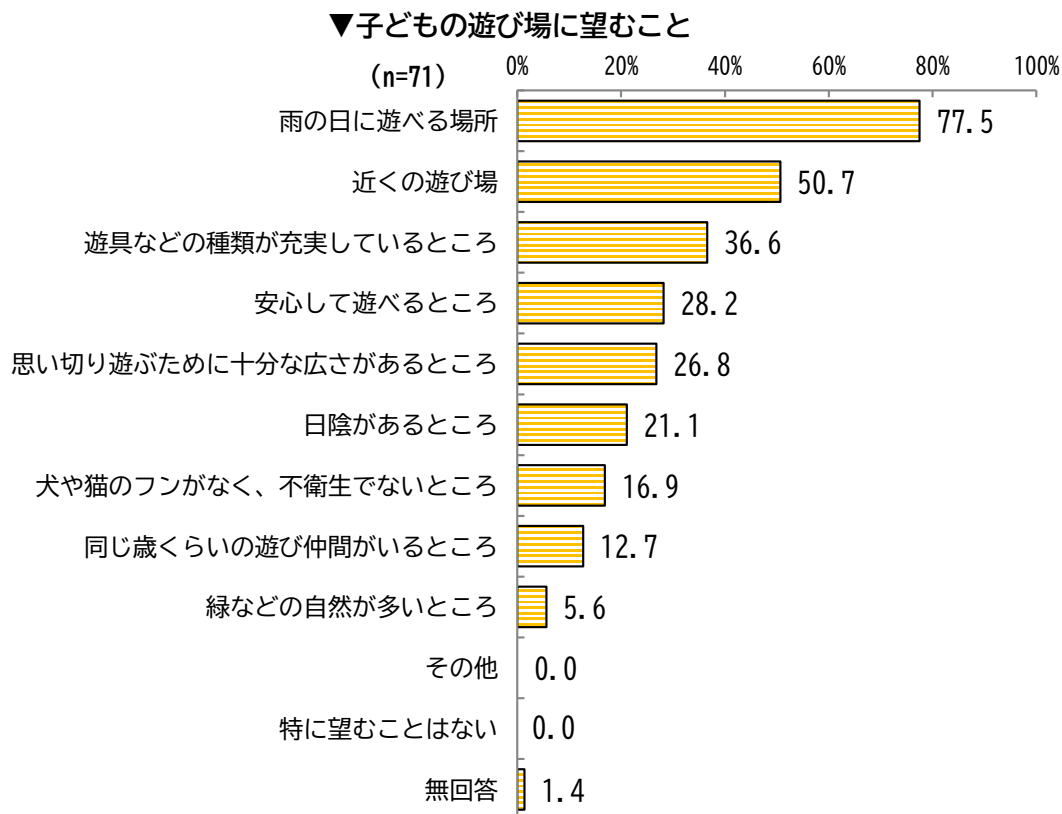
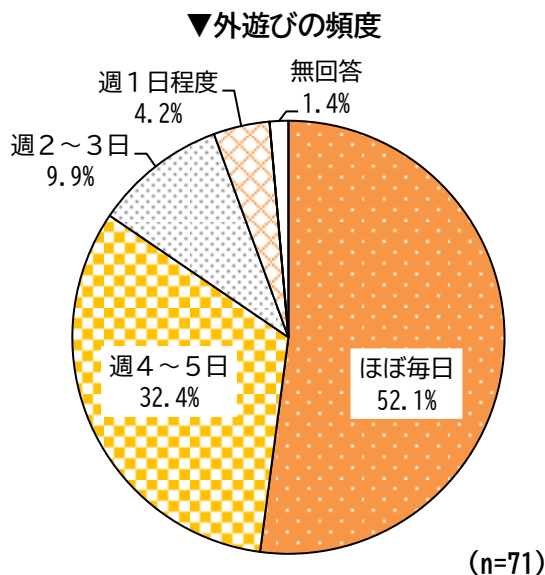
▼妊娠中や出産後に必要な支援



(9) 外遊びの頻度・子どもの遊び場に望むこと

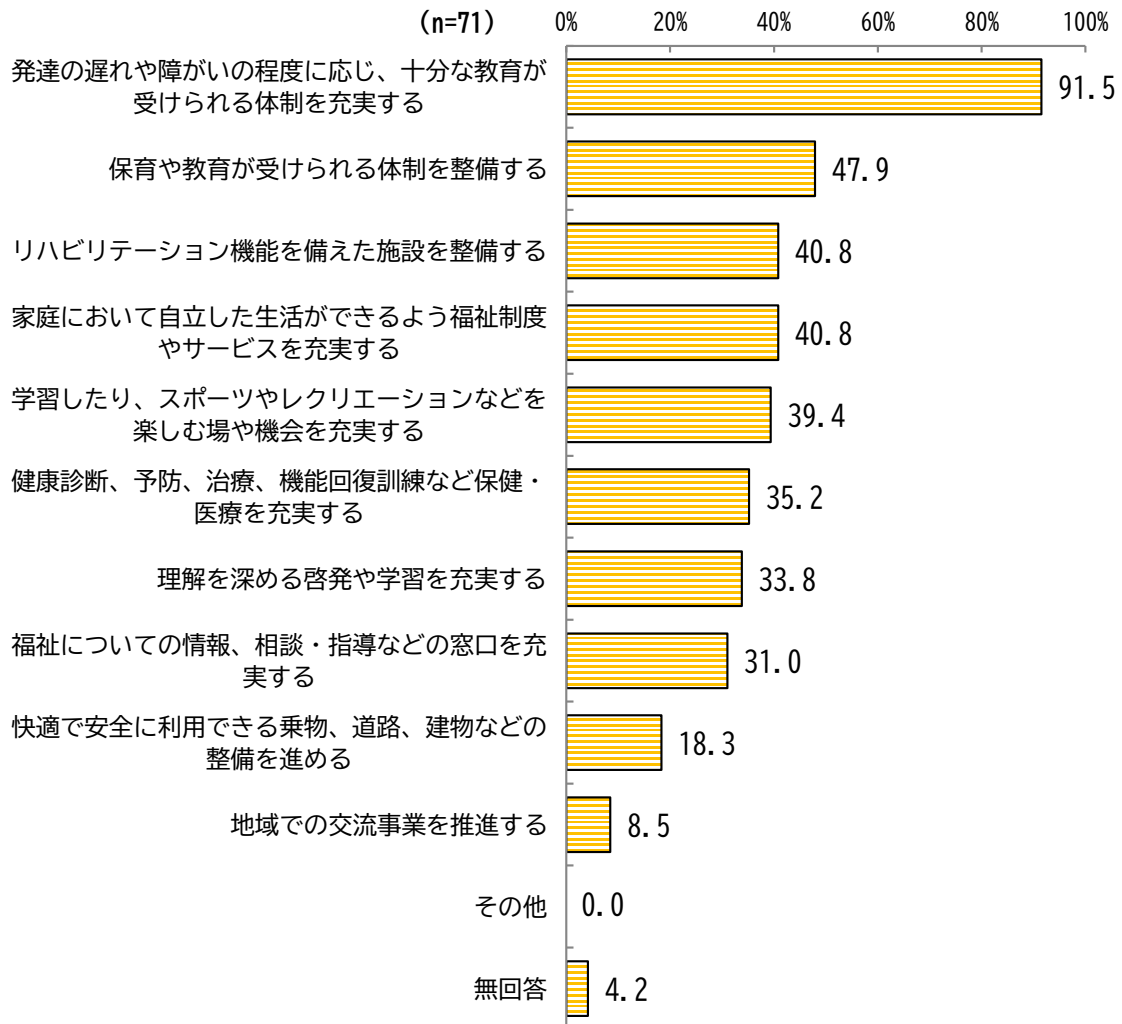
週に何日くらい外で遊ぶかをみると、「ほぼ毎日」が52.1%で最も多く、次いで「週4～5日」が32.4%、「週2～3日」が9.9%となっています。

また、子どもの遊び場について望ましいことをみると、「雨の日に遊べる場所」が77.5%で最も多く、次いで「近くの遊び場」が50.7%、「遊具などの種類が充実しているところ」が36.6%となっています。



(10) 子どもに発達の遅れや障がいがあった場合に希望する支援

子どもに発達の遅れや障がいがあった場合に希望する支援をみると、「発達の遅れや障がいの程度に応じ、十分な教育が受けられる体制を充実する」が9割以上（91.5%）を占め、次いで「保育や教育が受けられる体制を整備する」が47.9%となっています。

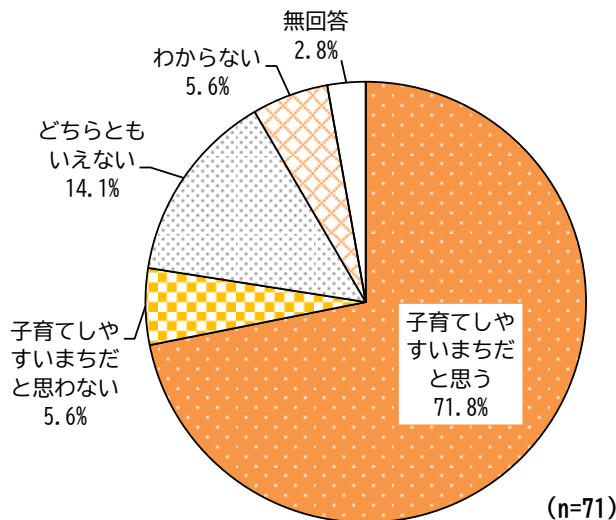


(11) 土佐町は子育てしやすいまちか

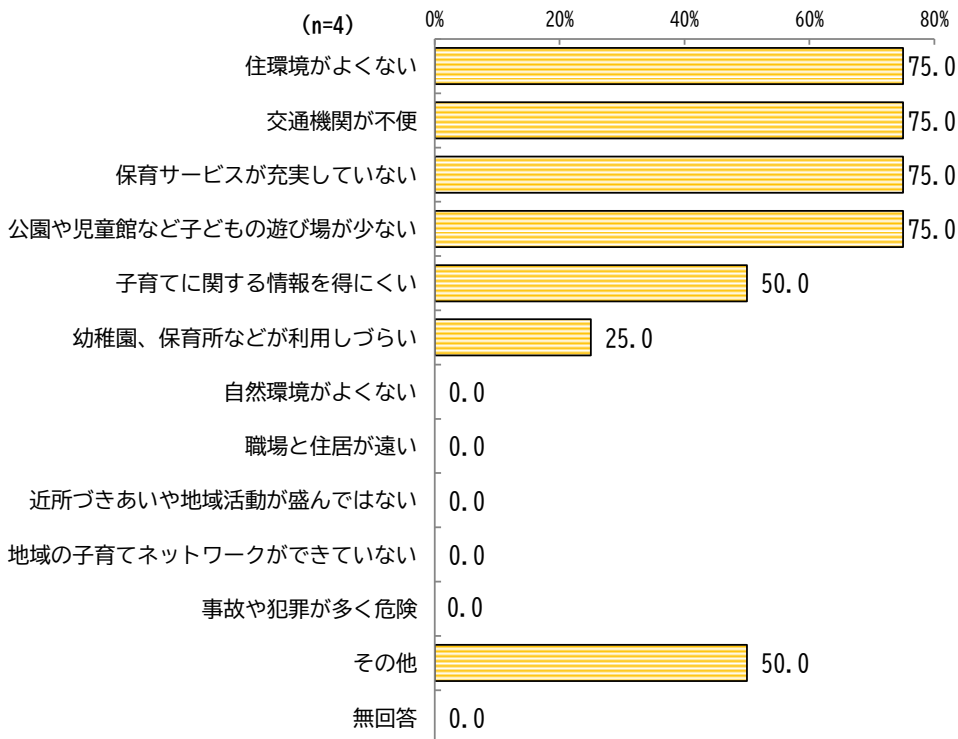
土佐町は子育てしやすいまちだと思うかをみると、「子育てしやすいまちだと思う」が71.8%で最も多く、次いで「どちらともいえない」14.1%となっています。

子育てしやすいまちだと思わない理由は、「住環境がよくない」、「交通機関が不便」、「保育サービスが充実していない」、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」が同率で75.0%となっています。

▼土佐町は子育てしやすいまちだと思うか

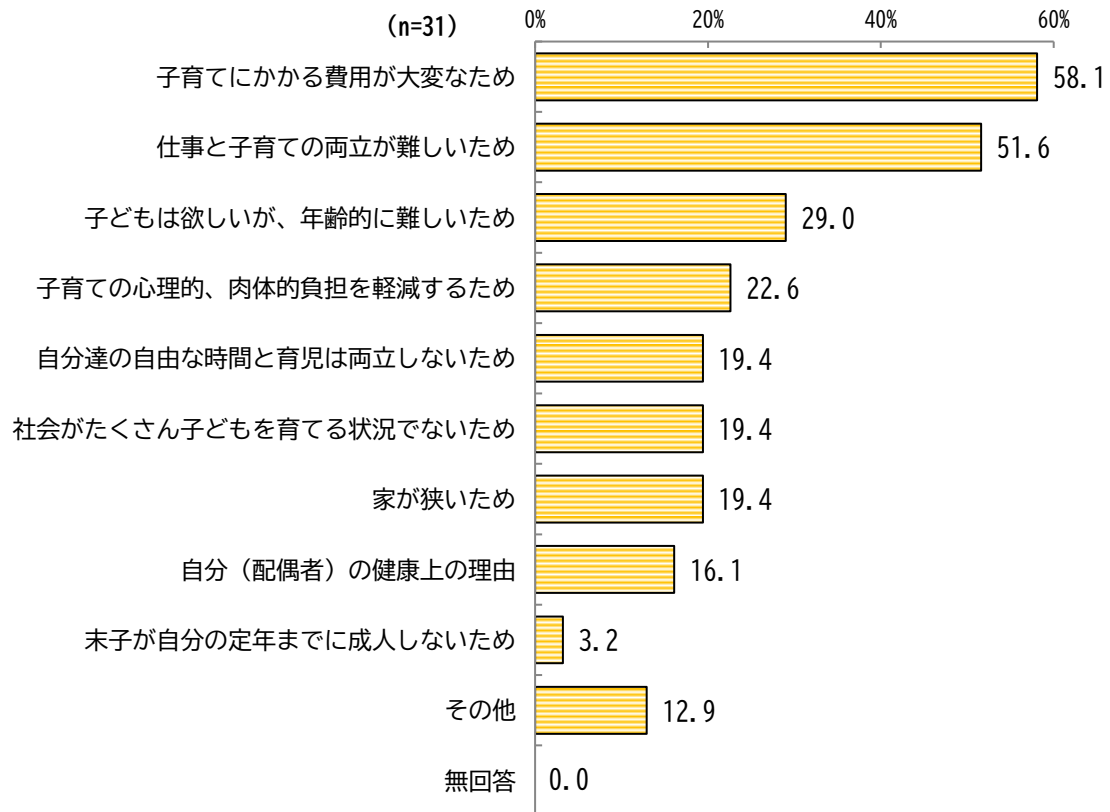


▼子育てしやすいまちだと思わない理由



(12) 理想の子どもの数よりも子育て可能な子どもの数が少ない理由

理想の子どもの人数よりも、現実的に子育て可能な子どもの人数が少ない理由をみると、「子育てにかかる費用が大変なため」が 58.1%で最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいため」が 51.6%、「子どもは欲しいが、年齢的に難しいため」が 29.0%となっています。

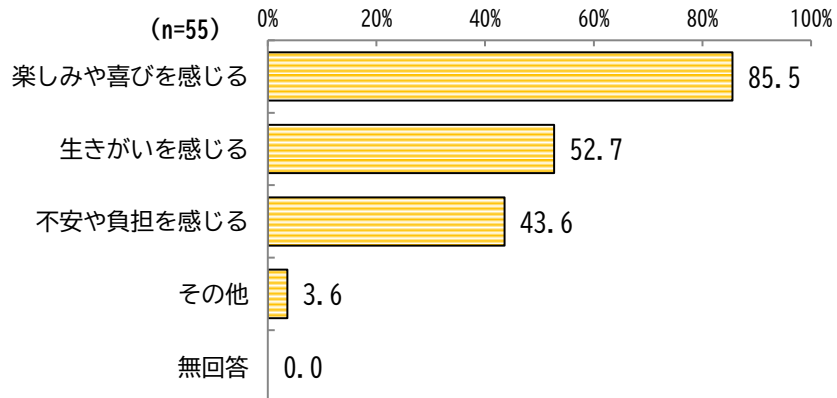


(13) 子育てに関する感じ方・不安や負担を感じる理由

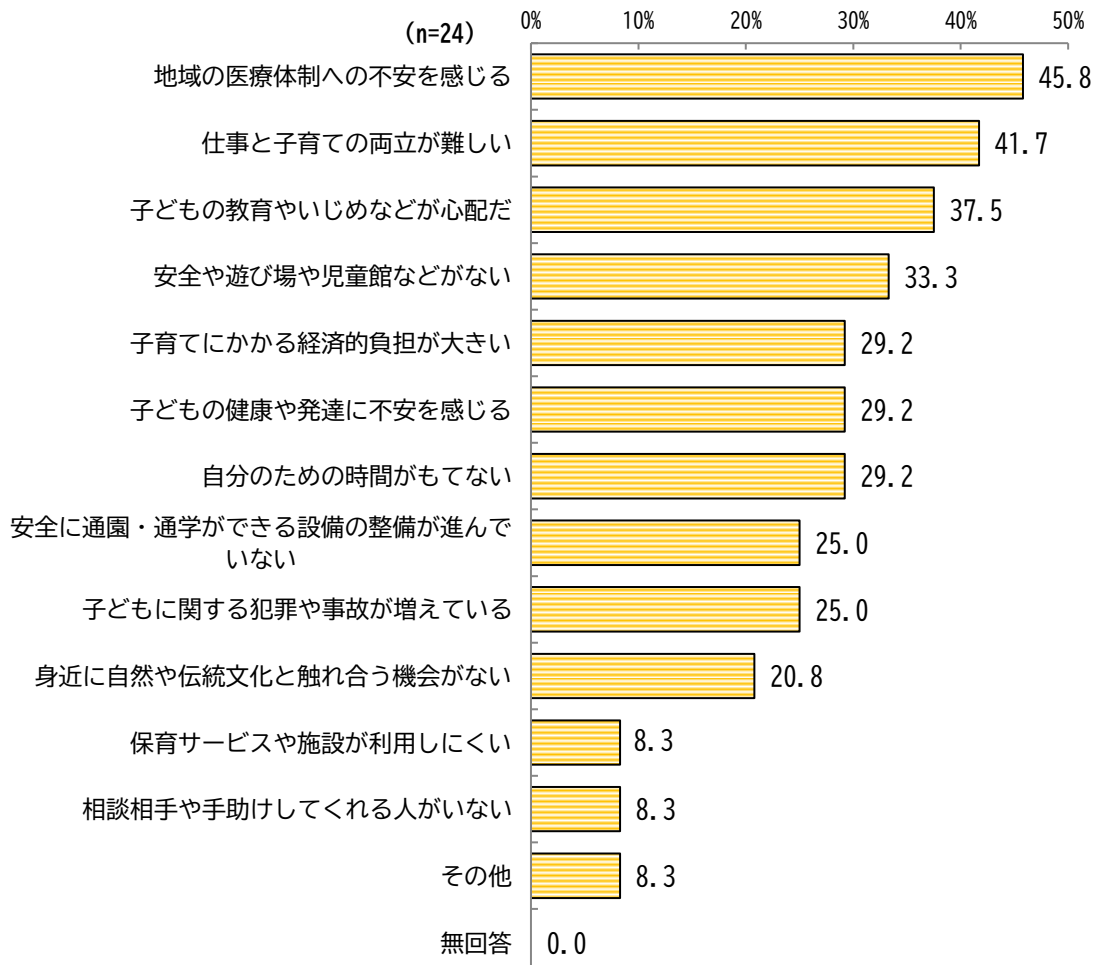
子育てに関する感じ方をみると、「楽しみや喜びを感じる」が85.8%と最も多くなっています。しかし、一方で、4割を超える方が「不安や負担を感じる」と回答しています。

不安や負担を感じる理由をみると、「地域の医療体制への不安を感じる」が45.8%で最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」が41.7%、「子どもの教育やいじめなどが心配だ」が37.5%、「安全や遊び場や児童館などが無い」が33.3%となっています。

▼子育てに関する感じ方

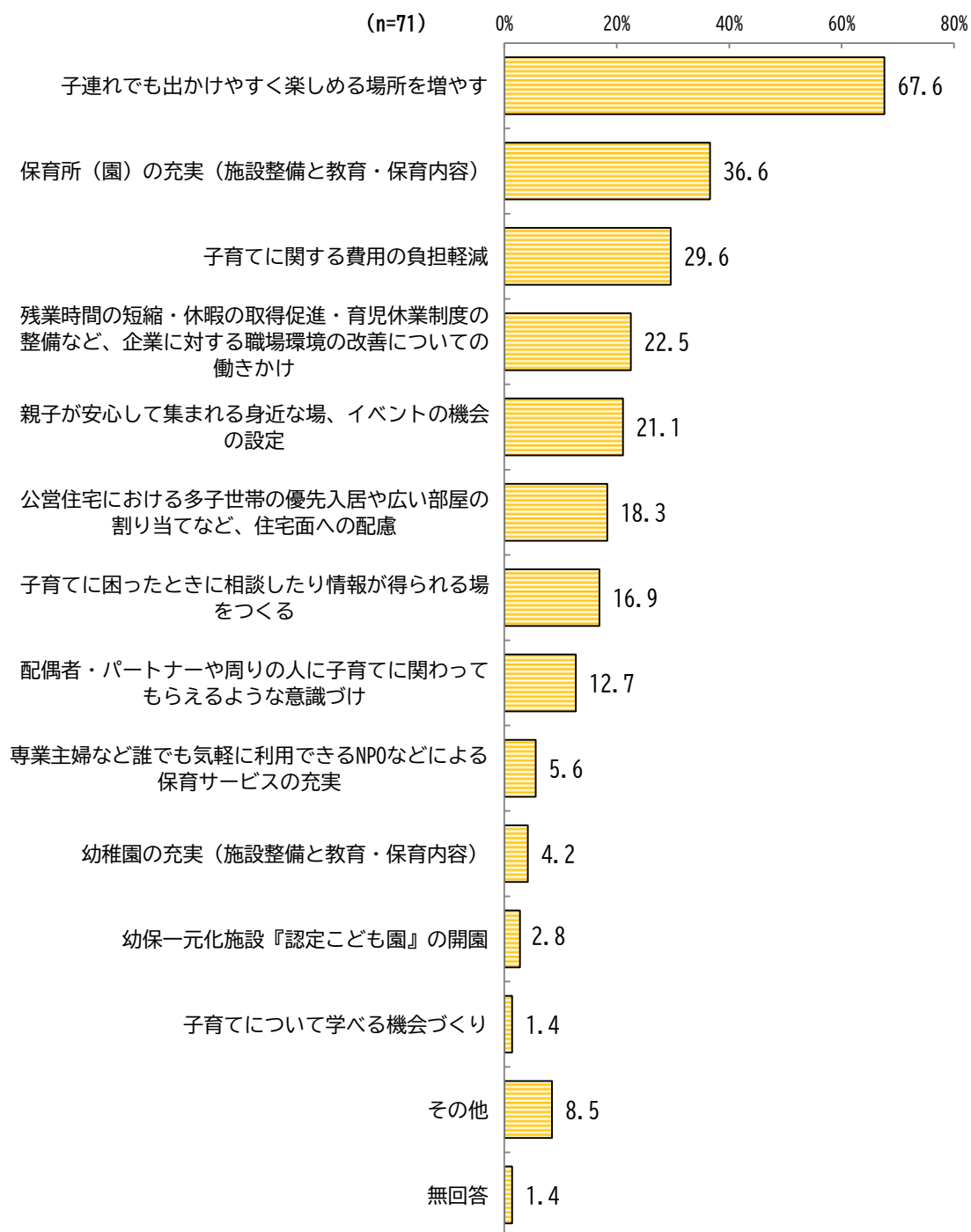


▼子育てに不安や負担を感じる理由



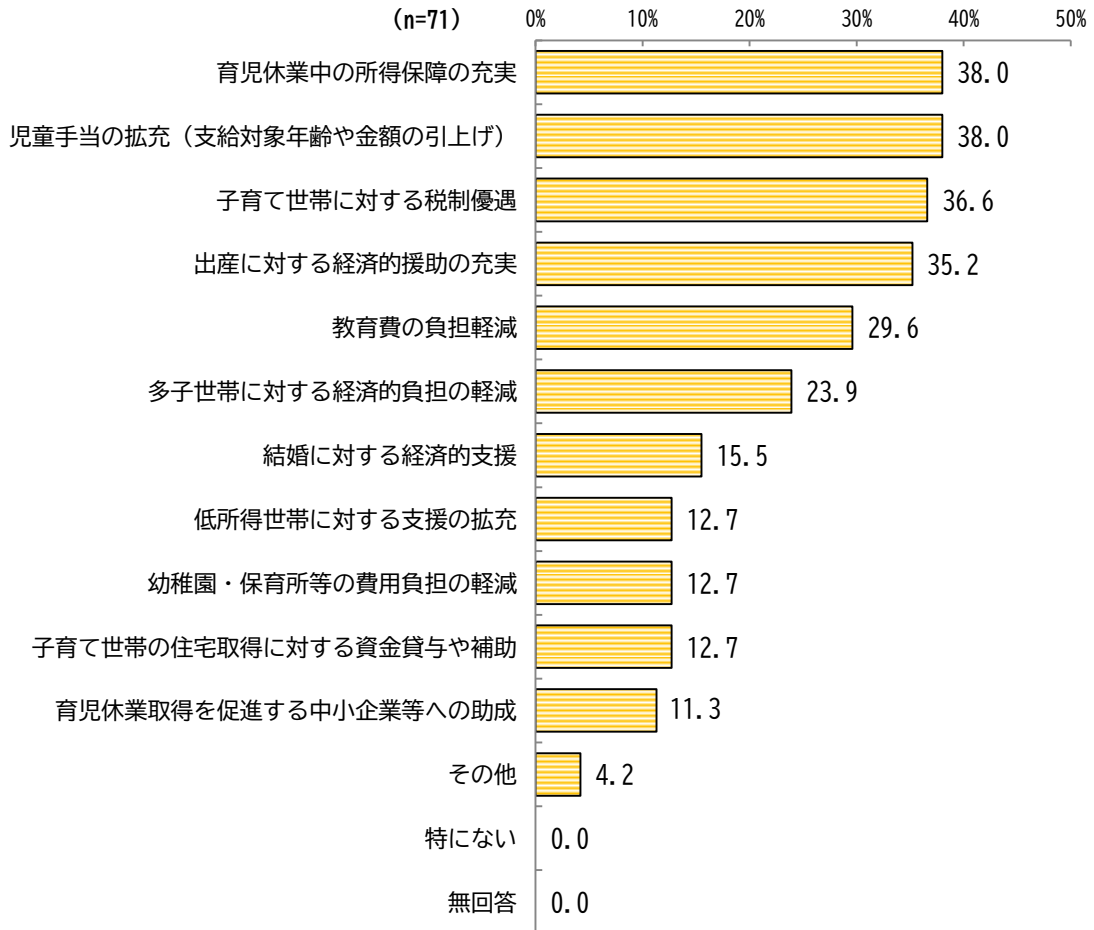
(14) 子育て環境充実のために必要だと思うこと

子育て環境充実のために必要だと思うことをみると、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が67.6%で最も多く、次いで「保育所（園）の充実（施設整備と教育・保育内容）」が36.6%、「子育てに関する費用の負担軽減」が29.6%となっています。



(15) 少子化対策の経済的支援で必要なこと

少子化対策に必要な経済的支援策をみると、「育児休業中の所得保障の充実」、「児童手当の拡充（支給対象年齢や金額の引上げ）」が同率で38.0%と最も多く、次いで「子育て世帯に対する税制優遇」が36.6%、「出産に対する経済的援助の充実」が35.2%となっています。



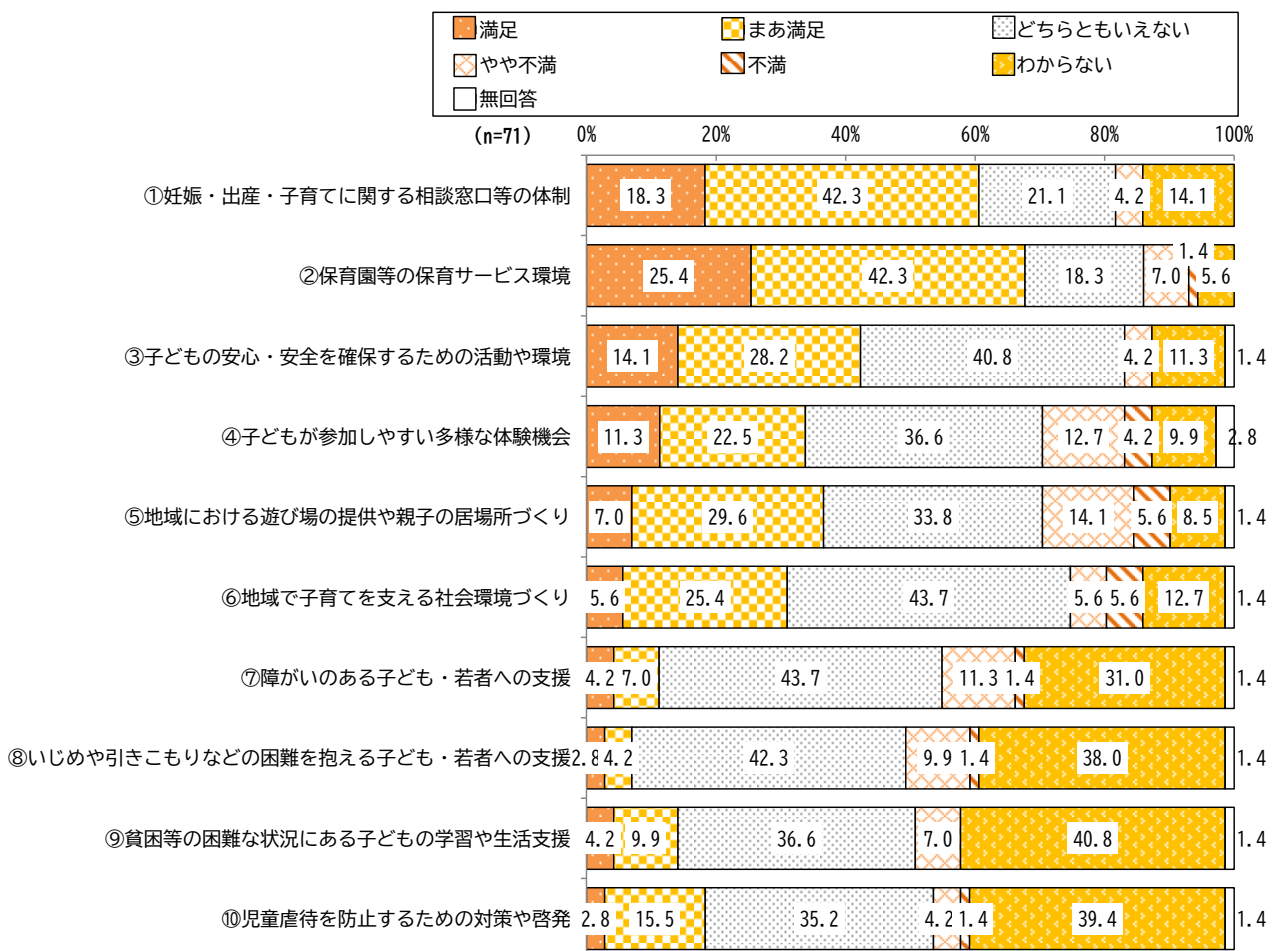
第2章 土佐町の子どもと家庭を取り巻く状況

(16) 町の施策の取組の満足度及び重要度

土佐町で実施している施策の取組の満足度をみると、『満足』と『まあ満足』を合わせた【満足】の割合をみると「保育園等の保育サービス環境」が67.7%で最も多く、次いで「妊娠・出産・子育てに関する相談窓口等の体制」が60.6%、「子どもの安心・安全を確保するための活動や環境」が42.3%となっています。

一方で、『不満』と『やや不満』を合わせた【不満】の割合をみると「地域における遊び場の提供や親子の居場所づくり」が19.7%で最も多くなっています。また、『わからない』と回答した割合は「貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援」40.8%、「児童虐待を防止するための対策や啓発」39.4%で多くなっています。

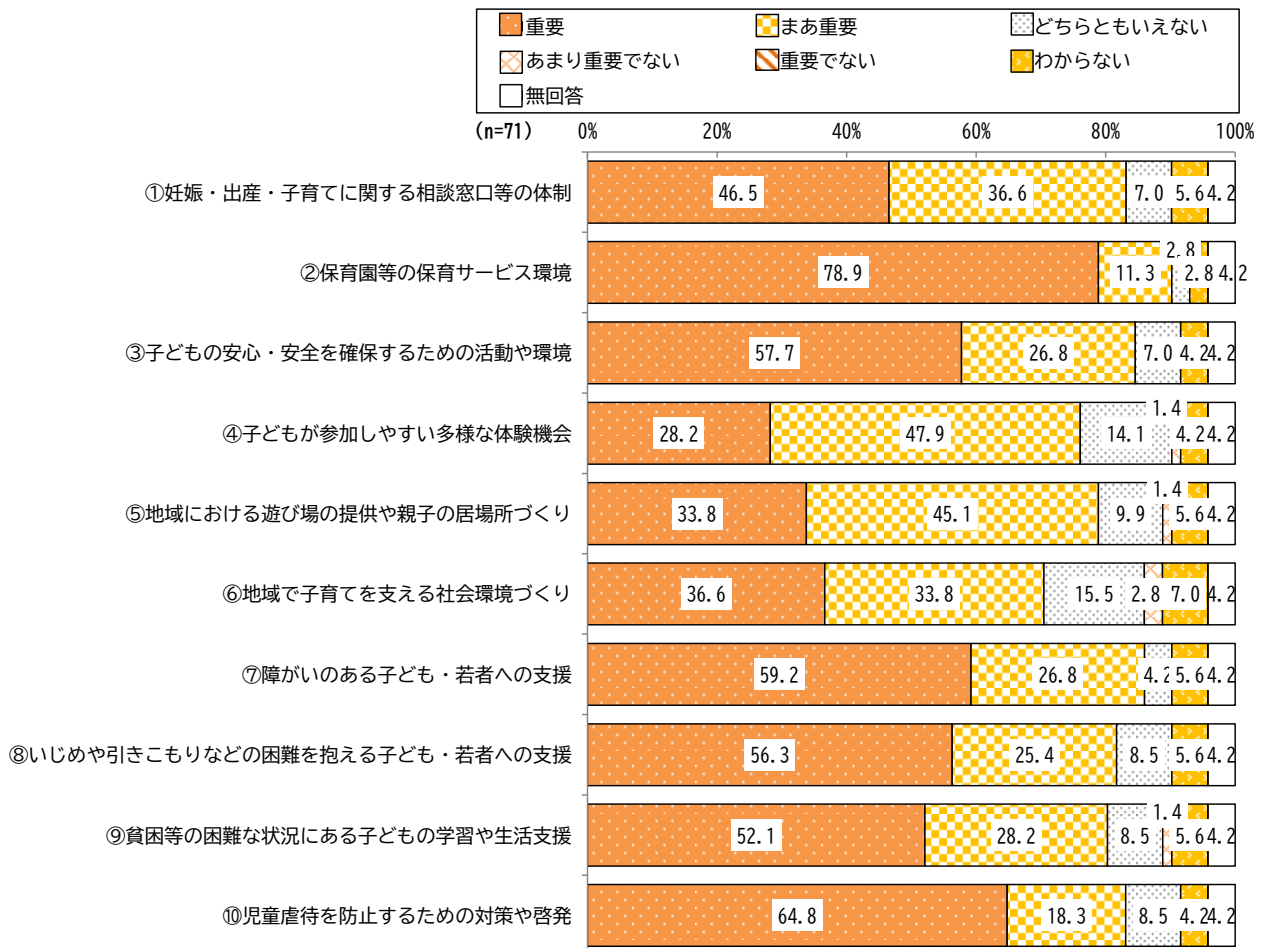
▼土佐町で実施している施策の取組の満足度



第2章 土佐町の子どもと家庭を取り巻く状況

土佐町で実施している施策の取組の重要度をみると、『重要』と回答した割合は「保育園等の保育サービス環境」が78.9%で最も多く、次いで「児童虐待を防止するための対策や啓発」が64.8%、「障がいのある子ども・若者への支援」が59.2%、「子どもの安心・安全を確保するための活動や環境」が57.7%となっています。

▼土佐町で実施している施策の取組の重要度



6. 第2期計画の進捗状況

(1) 施策の取組内容の検証・評価

令和2年3月に策定した「第2期土佐町子ども・子育て支援事業計画」の取組内容について、設定した90の施策について検証・評価するとともに、実施状況や課題や今後の方向性について関係課などに個別にヒアリングを行いました。

90の施策のうち、「評価A（計画を上回る）」が1個、「評価B（計画どおり）」が48個、「評価C（概ね計画どおり）」が35個、「評価D（一部未実施）」が4個となっています。

『基本目標Ⅰ. 安心して産み育てることのできるまちづくり』では、「不妊治療費の助成」では助成対象の拡充による夫婦の経済的負担の軽減及び少子化対策の推進などの具体的な動きや成果がみられています。一方で、「育児休業制度の普及・啓発」や「父親の育児参加の促進（講演会の開催等）」では事業実績がないなどの課題が挙げられています。

『基本目標Ⅱ. 地域のみんなで子育てを支え合うまちづくり』では、「放課後学び場応援」ではサマースクールやクラブ活動を通じた天然素材を使っての物づくりや自然の中での体験、「子ども食堂活動支援」では令和5年度より集落活動センターを利用した子ども食堂を実施するなどの具体的な動きや成果がみられています。

一方で、「土佐町学校応援団活動の推進」では応援団員の高齢化に伴う人材確保・育成、「学校応援団コーディネーター、ボランティア養成講座」では講座が実施できていないなどの課題が挙げられます。

『基本目標Ⅲ. 「自ら学び考え、行動する力」を育むまちづくり』では、「英語教育の推進（グローバル社会で活躍できる人材の育成）」ではALT（外国語指導助手）の小中学校への配備や保育園でのオンラインを活用した海外交流の実施、「「早ね早おき朝ごはん」など基本的な生活習慣の確立」では保育園での年間を通じた生活リズムチェックの実施や小学校での定期実施などの具体的な動きや成果がみられています。

一方で、「学習支援員、特別支援教育支援員、学校図書館支援員、教育活動サポーターの配置」では高齢化による人材確保、「総合的な学習時間の充実」では児童生徒の学習意欲を高め、主体的に学ぶことができるような指導が必要などの課題が挙げられます。

第2章 土佐町の子どもと家庭を取り巻く状況

▼前計画の施策の取組内容の検証・評価

基本目標および関連施策	施策数	評価			
		A 計画を 上回る	B 計画 どおり	C 概ね計画 どおり	D 一部 未実施
全 体	90	1	48	35	4
I. 安心して産み育てることのできるまちづくり	56	1	38	13	4
(1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	7	0	7	0	0
(2) すべての子育て家庭への支援	9	1	7	1	0
(3) 仕事と子育ての両立支援	6	0	2	2	2
(4) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	3	0	1	2	0
(5) 子どもの尊厳と安全の確保	9	0	8	1	0
(6) 支援を必要とする子どもと子育て家庭への 取り組みの推進	10	0	2	6	2
(7) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の 充実	12	0	11	1	0
II. 地域のみinnで子育てを支え合うまちづくり	12	0	3	9	0
(1) 地域の子育ての場とネットワークづくり	6	0	1	5	0
(2) 子どもの居場所づくりの推進	6	0	2	4	0
III. 「自ら学び考え、行動する力」を育むまちづくり	22	0	7	13	0
(1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に 向かって羽ばたく子どもの育成	13	0	4	9	0
(2) 保小中高連携教育の推進	3	0	1	2	0
(3) 思春期保健対策の充実	6	0	4	2	0

第2章 土佐町の子どもと家庭を取り巻く状況

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供状況

第2期子ども・子育て支援事業計画では、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

▼教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供状況

	単位	R2年度 (2020) 実績	R3年度 (2021) 実績	R4年度 (2022) 実績	R5年度 (2023) 実績	R6年度 (2024) 見込	新型 コロナ の影響	直近 5年間 の推移
幼児期の学校教育・保育								
1号認定(3~5歳児)	人	0	0	0	0	0	-	-
2号認定(3~5歳児)	人	71	77	67	66	58	なし	やや減少
3号認定(1~2歳児)	人	40	35	36	34	36	なし	横ばい
3号認定(0歳児)	人	15	14	9	15	13	なし	横ばい
地域子ども・子育て支援事業								
利用者支援事業	か所	0	0	0	0	0	なし	横ばい
地域子育て支援拠点事業	人日 (か所)	1,650 (1)	1,376 (1)	1,952 (1)	1,371 (1)	1,600 (1)	あり	横ばい
妊婦健康診査	人回	199	212	197	147	197	なし	やや減少
乳児家庭全戸訪問事業	人	19	17	15	14	18	なし	やや減少
養育支援訪問事業	人	25	5	10	5	13	なし	やや減少
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人日 (か所)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	なし	横ばい
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日 (か所)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-
ファミリー・サポート・ センター事業	人日 (か所)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-
一時預かり事業 (幼稚園型)	人日 (か所)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	人日 (か所)	0 (1)	9 (1)	4 (1)	8 (1)	9 (1)	あり	横ばい
延長保育事業	人 (か所)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-
病児保育事業	人日 (か所)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人 (か所)	122 (1)	123 (1)	128 (1)	127 (1)	139 (1)	なし	やや増加
実費徴収に係る補足給付 を行う事業	人	0	0	0	0	0	-	-
多様な主体の参入促進・ 能力活用事業	人 (か所)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-

7. 土佐町の子どもと家庭を取り巻く課題

土佐町の子どもと家庭を取り巻く状況を踏まえて、課題を以下のとおり整理しました。

(1) 少子化対策の推進

本町においても少子化は進行しており、出生数・入園児童数とも減少傾向が続いており、今後も子どもの人口は減少が続く見通しです。

また、出産適齢期の女性の将来人口も減少が続く見通しであることから、少子化を緩和するため、育児休業中の所得保障の充実や児童手当の拡充などの子どもの養育や教育にかかる経済的な支援、子育てと仕事の両立などを含めた総合的な対策を講じることで、出生率を高めていくことが重要です。

(2) 保育ニーズの増加と多様化への対応

児童数が減少する一方、共働き世帯の増加や幼児期の教育・保育の無償化などにより、3歳未満児の保育ニーズの増加をはじめ、時間外保育や休日保育、一時預かり事業など、保護者のニーズは高まっていることから、多様化したニーズに対応した保育園等の保育サービスの提供及び質の確保が求められています。

(3) 子どもやその家庭への切れ目のない支援

若い世代や子育て家庭が抱える様々な課題に向き合い、不安や負担を和らげるため、妊娠・出産から子育て、子どもまで各段階に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。子育て家庭・子どもの状況に応じた的確な情報提供やきめ細やかな相談支援、教育・保育や母子保健、小児医療、居場所の充実など、子どもとその家庭に対する一体的・総合的な支援を通じて、安心して子どもを産み育てられ、子どもが健やかに成長できる環境づくりが重要です。

(4) 困難を抱える子どもやその家庭への支援

子どもの貧困、虐待、障がい、不登校、いじめ、ひきこもり、外国にルーツがある子ども、育児不安や育児ストレスを抱える家庭など、様々な困難を抱える子どもとその家庭への支援は、子どもの未来を切り拓くために不可欠です。

誰もが様々な悩みごとや心配ごと、困ったことを気兼ねなく相談し、本人に寄り添った適切な支援を受けられる体制の構築が求められます。

(5) 子どもの居場所づくり

子どもを取り巻く課題が複雑かつ複合化するなか、子どもが安心して過ごすことができる身近な居場所が必要とされています。多くの小学生児童が利用する放課後児童クラブや、学校応援団（学校支援ボランティア）、放課後子ども教室、生涯学習学校などの活動の拡充とともに、多様な居場所づくりが求められます。

また、子どもにとって居心地の良い家庭環境を築けるよう支援していくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方（総論）

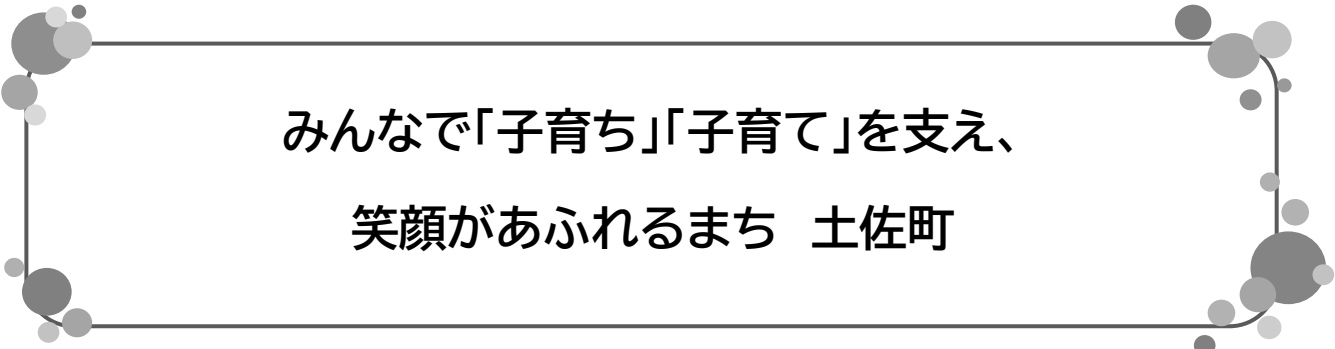
1. 基本理念

「こども基本法」においては、子ども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられており、子ども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。

また、「こども大綱」にうたわれているように、全ての子ども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

本町では、子どもの視点にたち、子どもが生きていくことの喜びを感じつつ、いきいきと育つことを地域社会全体で支え合う仕組みづくりを通じて、地域のふれあいの中で、子どもがのびのびと育つまちの実現に向け、各種施策に取り組んできました。

本計画においては、上記の本町のこれまでの取組や上位計画である土佐町振興計画の方向性、また、国の目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、子どもの健やかな成長に向けた取組や保護者への子育て支援といった各種施策を一層推進していくため、新たな基本理念を下記のとおりお示しいたします。



みんなで「子育て」「子育ち」を支え、
笑顔があふれるまち 土佐町

2. 基本方針（基本的な視点）

本計画では、基本理念を実現するため、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえて、次の3つの基本方針（基本的な視点）を定めます。

（1）子どもの権利を尊重し、子どもの意見を聴き、子どもの視点に立って施策を実行します。

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子ども・若者を権利の主体として認識し、また、その多様な人格・個性を尊重し、子ども・若者の今と将来にわたっての「最善の利益」を図ることの理解促進を図るとともに、子ども・若者、子育て当事者の意見を聴き、子ども・若者、子育て当事者の視点に立った施策・事業を推進します。

（2）誰一人取り残さず、ライフステージを通じて切れ目のない支援を行います。

子どもは生まれながらにして権利の主体であると同時に、すべての子ども・若者は、相互に人格と個性を尊重されながら、差別なく平等に扱われなければなりません。障がいや疾病、虐待、貧困など困難な状況にある子ども・若者を含めて、誰一人取り残さず、幸せに成長していける環境づくりを進めます。

また、妊娠・出産期から乳幼児期にかけて、親の育児への不安や負担感が生じやすい時期であり、また、母親の健康状態と子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼす重要な時期です。産前・産後のきめ細やかな支援や母子保健の取組を充実し、安心して出産・子育てができる支援体制を構築します。

また、子どもが健やかに成長するためには、乳幼児期から就学期、青年期にかけて、自発的に学び、考えることができる教育環境の整備や、多様な体験活動及び社会参画の機会の充実等が必要なため、教育・保育施設や学校等が相互に連携し、養育力・教育力を高められるよう、教育環境の整備を図ります。

（3）子どもや若者が未来に向けて希望ある選択ができる環境をつくります。

子ども・若者がやがて大人になり、親となる上では、安心して働き、生活でき、仕事と子育てを両立できることが不可欠です。子どもが成長して親になったとき、あるいは大人として子どもの育ちに関わる時のために、豊かな人間性を形成し、自立することができるよう、中・長期的な視点に立った施策・事業を推進します。

また、若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、子育て期等の人生の段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる環境づくりを進めます。

3. 基本目標

本計画では、基本理念を実現するための施策の柱として、以下の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 子どもの個性を尊重し、のびのびと健やかに育つまちづくり

自己の確立が未発達な子どもが多いといわれている昨今、子どもたちが社会の中で一人ひとり自主性や主体性をもって健全に育成されることが重要となっています。

土佐町の将来を託す子どもたちが、一人ひとりがかけがえのない個性がある存在として尊重され、その権利が保障され、今とこれからの最善の利益が図られるとともに、子どもたちが夢や希望を持ち、自ら考え、主体的に行動できる「自ら生きる力」を育み、社会の一員として「ともに生きる心」を養っていくことができるよう、“子どもの個性を尊重し、のびのびと健やかに育つまちづくり”を進めていきます。

基本目標2 親が安心して子どもを産み育てられるまちづくり

こども大綱では、「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすること」が重要事項として示されています。

子どもを産み育てようとする親や子育てを行っている親、生活に困難を抱える親など子育て当事者が抱えている不安や負担を軽減し、妊娠前から子育て期までライフステージに応じた切れ目ない支援体制を確保するとともに、すべての人が子育ての大切さを認めあう中で、親がゆとりや豊かさ、健やかさに満たされながら、子どもと向き合い、子育てをすることの楽しさを実感することができるよう“親が安心して子どもを産み育てられるまちづくり”を進めていきます。

基本目標3 地域みんなで子どもの成長を支えるまちづくり

子どもたちの笑顔があふれ、地域ぐるみで「子育て」「育ち」を支えていくまちの実現のためには、地域におけるネットワークの構築や安心・安全に過ごせる居場所づくりなど、地域とともに子どもを育てる意識を育むことが重要です。

「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識のもとに、地域共生社会の理念を踏まえ、家庭、地域、学校、関係機関・団体、企業、行政等社会を構成するさまざまな主体が協働しながら、地域の宝である子どもや子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、隣近所など地域の密接なつながりによりみんなで声をかけ合い、地域社会全体で支えていくことができるよう、“地域みんなで子どもの成長を支えるまちづくり”を進めていきます。

4. 施策の体系

本計画では、基本理念及び3つの基本方針（基本的な視点）と3つの基本目標のもと、施策を展開していきます。

基本目標1 「子どもの個性を尊重し、のびのびと健やかに育つまちづくり」	
基本施策① 子どもの権利擁護の推進	(P. 43)
基本施策② 学ぶ楽しさと心豊かに生きる力を育む教育の推進	(P. 44)
基本施策③ 子育てと学校教育が円滑につながるための連携支援	(P. 46)
基本施策④ 学童期・思春期の心身の成長を支える環境の充実	(P. 47)
基本目標2 「親が安心して子どもを産み育てられるまちづくり」	
基本施策⑤ 親子の健康の確保と切れ目のない支援体制の充実	(P. 48)
基本施策⑥ 子育て家庭への経済的支援の充実	(P. 49)
基本施策⑦ 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの推進	(P. 52)
基本施策⑧ 配慮を必要とする子ども・家庭への支援の充実	(P. 53)
基本施策⑨ 多様なライフスタイルに応じた子育て支援サービスの充実	(P. 54)
基本目標3 「地域みんなで子どもの成長を支えるまちづくり」	
基本施策⑩ 地域の子育ての場と子育て支援のネットワークづくり	(P. 55)
基本施策⑪ 子どもの居場所づくり・遊び場の充実	(P. 56)
基本施策⑫ 子どもと子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくり	(P. 57)

第4章 施策の展開（各論）

基本目標1 子どもの個性を尊重し、のびのびと健やかに育つまちづくり

<基本施策①> 子どもの権利擁護の推進

児童虐待に関する相談対応件数は増加を続け、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は、依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

子どもが健やかに成長するためには、子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切であるため、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）や子どもの権利擁護について、地域や子どもたちの理解を深める取り組みを推進します。

また、家庭訪問や乳幼児健診等を活かして、家庭との接触の機会を増やし、危険なサインを発見すること、情報提供や相談機会を増やしていくとともに、関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、要保護児童の対策を推進します。

施策の内容

No.	施策名称	今後の具体的な取り組み	担当課
1	児童虐待の予防・防止	広報への掲載やオレンジリボン運動の共催等により児童虐待の予防・防止に向けた啓発を行います。	健康福祉課
2	要保護児童対策地域協議会の機能充実	年1回の代表者会、年2～3回の実務者会を開催し、関係団体との情報共有を行っており、月1回の定例支援会を開催し、要保護児童以外のケースも含め対応の協議を行います。	健康福祉課

第4章 施策の展開（各論）

<基本施策②> 学ぶ楽しさと心豊かに生きる力を育む教育の推進

国際化や情報化の進展など、子どもを取り巻く社会環境が変化する中で、次代を担う子どもたちには、豊かな心や自ら学び、考え、主体的に行動するための生きる力を養うことが求められています。

次代の親となる子どもが、社会で主体的に力強く対応できる、個性豊かで、健やかな身体、思いやりのある豊かな心、その子の最大の力が発揮できる確かな学力を持った人に育てることができるよう、学校の教育環境等の整備を図ります。

施策の内容

No.	施策名称	今後の具体的な取り組み	担当課
3	学力向上対策推進事業	教育振興基本計画に基づき、全ての子どもたちが今後の社会を生き抜く力を身につけるため、「未来を創る教育」を推進します。	教育委員会
4	英語教育の推進	ALTを小中学校に配備し、保育園でも定期的に英語と触れ合う機会を作ることで、小学校に向けて抵抗なく英語教育へと繋げており、保育ではオンラインを活用した海外交流を実施し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努めます。 到達目標:保育でオンラインを活用した海外交流事業 年2回実施	教育委員会
5	ICT教育の推進	小中学校における1人1台端末を整備し、習熟度に合わせたICTの活用に取り組んでいます。 デジタル教材の活用やICTスキルアップ研修会の実施を通じて、教員の指導力の向上、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。 到達目標:家庭学習用端末の持ち帰りを週1~3回を40%以上 到達目標:ICTスキルアップ研修会(小中) 年1回開催	教育委員会
6	豊かな心づくり	人権尊重教育や道徳教育を充実させるとともに、教育支援センターや外部機関と連携し開発的・予防的な生徒指導を組織的に実践する等、いじめ防止教育を推進します。 到達目標:「学校の決まりを守っている」「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」「自分にはよいところがあると思う」「自分を大切に思う」「夢や目標がある」当てはまると回答した児童生徒の割合 90%以上 到達目標:Q-U アンケート調査結果における学級生活満足群の児童生徒の割合 65%以上	教育委員会
7	学習支援員、特別支援教育支援員、学校図書館支援員、教育活動サポーターの配置	ボランティア養成講座の紹介等を行い、ボランティアの育成を図ります。 到達目標:ボランティア講座開催数 年間1回開催	教育委員会
8	子育て教育講座の開催	子育て支援センター「ポップ広場」や保育で子育て講座を定期的実施しており、幅広く広報に努めます。	教育委員会
9	到達度把握検査の実施	年に1回の到達度把握調査を行い、児童生徒の基礎学力や学習意欲について分析、考察します。	教育委員会
10	授業評価システムの構築	小・中学校とともに同じ授業評価表を用いて、教師による相互評価を行っており、自己評価や学習者の評価なども活用し、PDCAサイクルに取り入れます。	教育委員会

第4章 施策の展開（各論）

No.	施策名称	今後の具体的な取り組み	担当課
11	総合的な学習時間の充実	<p>9年間を見通した学習計画に基づき、系統性を考え、発達段階に応じた総合学習を学校で推進・充実するため、地域と連携したふるさと教育を基盤とした総合学習の充実を目指します。</p> <p>到達目標:「土佐町が好き」と回答する児童生徒の割合 90%以上</p> <p>到達目標:「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思う」「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」と回答した児童生徒の割合 50%以上かつ全国平均以上</p>	教育委員会
12	PTA活動の充実	<p>研修会等の周知を工夫し、より多くの保護者が活動に参加できるように努めます。</p> <p>到達目標:保護者参加数 80名</p>	教育委員会
13	教職員による相互交流授業の推進	<p>小中連携、中高連携の視点で、中高教員の相互乗り入れ授業の実施や教科部会による公開授業を行います。</p>	教育委員会
14	教育支援センター事業	<p>令和3年度に事業を開設し、小中の切れ目のない支援を行い、日常的に学校及び関係者と連携を図りながら啓発に取り組んでいます。</p> <p>不登校対応のみでなく、保小中の切れ目のない支援を実施できるよう、関係機関と情報や対応の共有等連携を図ります。</p>	教育委員会

第4章 施策の展開（各論）

<基本施策③> 子育てと学校教育が円滑につながるための連携支援

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや教育・保育の連続性を確保するためには、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校等がともに子どもの学びや発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての情報を共有し、理解を深めることが重要です。

土佐町の良さを生かし、0歳から18歳までの子どもたちの発達や学びを円滑に接続する取り組みを連携・協働して行い、すべての教育活動を通じて子どもたちが未来社会を切り拓くための資質能力を育成します。

施策の内容

No.	施策名称	今後の具体的な取り組み	担当課
15	保小中連携、小中連携教育の充実	<p>架け橋プログラムの作成・実施・見直し・改善や、保小中連絡会・合同研修や授業交流等の定期的な開催を通じて、それぞれ学校の特色を生かした、保小、小中の効果的な連携を推進します。</p> <p>到達目標：保小中連絡会、子どもの交流活動の実施率100% 〔それぞれ3回以上実施〕</p>	教育委員会
16	中高一貫教育の充実	<p>中高連絡会や合同研修、授業交流や部活動交流、中高教員の相互乗り入れ授業、教科部会による公開授業の実施等を通して、一貫した教育の充実を図ります。</p>	教育委員会
17	保育から小学校・中学校への円滑な接続の推進	<p>これまでの9か月間のカリキュラムである「接続期カリキュラム」から2年間を見通した「架け橋プログラム」の作成等を通じて、交流授業や活動、きめ細やかな引き継ぎなどを行い、小1プロブレム・中1ギャップの解消に努めます。</p>	教育委員会

第4章 施策の展開（各論）

<基本施策④> 学童期・思春期の心身の成長を支える環境の充実

学童期・思春期において、生命の大切さを学ぶ機会や性や感染症に関する正しい知識や態度を身につけるため、子どもの発達段階に応じた健康教育や性教育等に取り組むとともに、家庭、学校、地域が連携して、子どもが抱える心の問題に気づき、思春期の子どもをサポートするための相談支援体制を充実させ、人としての成長を支援する取り組みを推進します。

また、近年、潜在化しているといわれている「ヤングケアラー」に対する支援については、ヤングケアラーの正しい知識を広めるとともに、介護や世話を担うことで生じる学業の遅れや友人と過ごす時間が制限されるなど特有の課題に対する理解を深めながら、包括的な支援体制を確立し、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに努めます。

施策の内容

No.	施策名称	今後の具体的な取り組み	担当課
18	「早ね早おき朝ごはん」など基本的な生活習慣の確立	保育園では年間を通して生活リズムチェックを実施し、小学校でも定期的に実施します。	教育委員会
19	スクールカウンセラーの配置による相談体制の充実	各学校にスクールカウンセラーを1名配置し、思春期の課題に対応していけるよう、相談体制の充実を図ります。 到達目標:スクールカウンセラーの小中学校への配置率100%	教育委員会
20	性や感染症に関する正しい知識の普及啓発	担任、教科担任、養護教諭、外部機関が連携し、性や感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、児童・生徒が相談しやすい体制を整備します。 到達目標:性や感染症に関する授業の実施100%	教育委員会
21	飲酒、喫煙、薬物乱用に関する啓発と防止教室	薬物乱用防止教室や街頭キャンペーンの実施、産業文化祭での啓発、土佐町食生活改善推進員との連携による小中学校でのたばこの煙の害に関する紙芝居など、担任、教科担任、養護教諭、外部機関が連携し、飲酒や喫煙、薬物乱用に関する啓発をし、児童生徒が健康な生活を送るための知識を得ることができるよう努めます。 到達目標:飲酒、喫煙、薬物乱用に関する授業の実施100%	教育委員会
22	歯科保健の推進	幼児健診や保育所での歯科健診に合わせてフッ化物塗布事業を実施しており、平成26年1月より、みつば保育園の4～5歳児クラスでフッ化物洗口を開始し、平成27年6月より小中学校の全学年で開始し、歯磨きと合わせてフッ化物を使った虫歯予防の推進に取り組めます。	健康福祉課

基本目標2 親が安心して子どもを産み育てられるまちづくり

<基本施策⑤> 親子の健康の確保と切れ目のない支援体制の充実

子どもの健やかな発達と保護者の健康は、子育て支援の重要な基盤となります。また、妊娠・出産・育児の期間は、それぞれ特有の不安や悩みを抱えやすい時期であるため、包括的な相談支援や適切な情報提供など、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実が不可欠です。

改正児童福祉法に伴い、妊産婦や乳幼児の相談等に対応する子育て世代包括支援センター（母子保健）と、家庭児童相談等に対応する子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を統合した機関として、「子ども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実に努めるよう求められています。

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期をとおして、親子の健康の確保や親の育児不安の解消を図るため、妊産婦・乳幼児への母子保健や小児医療の提供、妊娠・出産・育児の相談支援及び子育てに関する情報提供、食育など切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。

施策の内容

No.	施策名称	今後の具体的な取り組み	担当課
23	母子健康手帳の交付	手帳交付時に保健師が妊婦全員に面談を行っており、引き続き、実施していきます。	健康福祉課
24	妊産婦への支援	母子手帳交付時に妊婦支援計画を作成し、産後は産婦支援計画を作成しています。令和6年度より「土佐町妊婦健康診査交通費助成事業」を開始し、産科医療機関等までの交通費の一部を助成し、妊婦やその家族の経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
25	乳幼児健診の実施	生後2か月から1歳未満の乳児に対して3か月に1回健診を実施し、対象者には個別通知を行い、小児科医による診察、歯科衛生士・栄養士・保健師による個別相談を行います。	健康福祉課
26	離乳食教室の実施	乳児とその保護者を対象に年3回離乳食講習会を開催し、栄養士が季節の食材を使い、離乳食の進め方や作り方について実演を含めて講習を行います。	健康福祉課
27	食育の推進	食生活改善推進員と連携しながら、小中学校での料理教室の実施や保育園・小中学校で保護者に対し食育の重要性や望ましい食生活に関する知識等の啓発を行っています。 また、乳幼児健診や離乳食講習会、愛育相談等で栄養士が個別相談を実施します。	健康福祉課
28	土佐町子育て情報～ミニガイドブック～の配布	妊娠期から子育て期までの町の子育て情報を1枚にまとめ、年度初めに新しい情報に更新し、母子手帳交付時や転入者等に渡しています。	健康福祉課
29	愛育広場の開催	年8回、保健福祉センター等にて実施しています。 身体計測や保健師と栄養士による個別相談等を行い、子育て支援センターと連携しながら開催しています。	健康福祉課

第4章 施策の展開（各論）

<基本施策⑥> 子育て家庭への経済的支援の充実

親が持ちたいと思っている子どもの数よりも、実際の子どもの数が少ないという状況が長く続いています。その原因としては、子育てや教育に費用がかかりすぎるなどの経済的負担の大きさが挙げられています。

子育て家庭への経済的支援の充実は、子どもをもちたいという親の願いをかなえるためだけでなく、経済的理由によって子どもの健やかな成長や教育の機会均等などが阻害されることなく、子どもが夢や希望を持てるようにするためにも、重要な施策です。

子育て家庭の経済的な生活の安定を通して、豊かな子育てが実現できるよう、国の制度などに基づいた児童手当や児童扶養手当などの支給事業を実施するとともに、医療費の助成や教育・保育にかかる経済的負担の軽減を図り、家庭状況に応じた経済的支援の充実に努めます。

施策の内容

No.	施策名称	今後の具体的な取り組み	担当課
30	児童手当の支給	国の施策・方針に従って、適正に支給を行います。 所得制限の撤廃、対象を高校生年代まで拡充、第3子以降の支給額3万円、支給月(偶数月)は年6回となります。	住民課
31	出産育児一時金の支給	国の施策・方針に従って、適正に支給を行います。	住民課
32	乳幼児医療費助成	0歳から18歳(高校卒業する年度の3月31日まで)の医療費を助成します。また、県外で受診された場合は償還払いとなります。	住民課
33	新生児聴覚検査	平成29年より公費にて検査費用を負担して実施しており、里帰り等により県外で実施された方についても助成します。	健康福祉課
34	不妊治療費の助成	治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減及び少子化対策の推進を図るため、特定不妊治療に加え、一般不妊治療・不育症治療も令和6年4月1日から一部助成を開始します。	住民課
35	出産費用の助成	出産費用として医療機関等に支払った費用のうち、出産一時金、高額医療費等を差し引いた額(本人負担費用分)を助成します。	健康福祉課
36	妊産婦医療費の助成	妊娠届出時から産後1か月までの妊産婦を対象に、保険適用となる医療費に関して、医療機関等で支払った自己負担額を、全額助成します。	健康福祉課
37	妊婦健診交通費の助成	医療機関で妊婦一般健康診査受診券を使用し受診をされる方を対象に産科医療機関等までの交通費として1回5,000円を一部助成します。	健康福祉課

第4章 施策の展開（各論）

土佐町での子育て支援制度関係（子育て支援施策の成果）

事業名	対象	支援要件	支援内容
結婚祝金	①土佐町で婚姻届を受理された方 ②他の市町村で婚姻届が受理され、その婚姻届が土佐町に送付された方 ③住民票の記載のため婚姻届を提出した市町村からその通知がされた方	①双方もしくは一方が土佐町に住民登録し、婚姻後も引き続き3年以上土佐町に定住する意思を有すること ②婚姻届の受理日において、夫婦どちらかが40歳未満であること ③当該世帯（婚姻前の世帯を含む）に対して、土佐町に納めるべき税、使用料、手数料、分担金などの滞納が無いこと	土佐町地区商工会の発行する商品券100,000円分
出産祝金	子どもが生まれた方	①土佐町に1年以上住所を有し、かつ居住し、引き続き将来共土佐町に居住する意思を有すること ②当該世帯に、土佐町に納めるべき税、使用料、手数料、分担金などの滞納がないこと	”第1子及び第2子100,000円” ”第3子以降200,000円”
出産育児一時金	子どもが生まれた方 (妊娠12週以上の死産・流産も対象)	国民健康保険に加入している者	500,000円の支給 (産科医療保障制度に加入していない医療機関で出産した場合は488,000円)
保育助成金	就学前の子どもを含むお子様 が2人以上ある方	①土佐町に1年以上住所を有し、かつ居住し、引き続き将来土佐町に居住する意思のあること ②当該世帯に土佐町に納めるべき税、使用料、手数料、分担金などの滞納がないこと	”第2子以降就学前年度まで年額60,000円” (年度途中から該当となった場合は月割)
妊婦健康診査交通費助成	妊婦の方	医療機関で妊婦一般健康診査受診券を使用し受診をされる方	産科医療機関等までの交通費一部助成 1回5,000円
県外での妊婦健康診査(助成)	妊婦の方	里帰り出産等の理由で県外の医療機関で妊婦健診をされる方	県外の医療機関で妊婦健診を受ける方への補助
乳児健診	生後2か月～子ども	乳児・1歳・1歳6か月・2歳・3歳児(1歳・2歳は町独自)	身体測定・診察・歯科・栄養・育児相談
すくすく相談	保護者と子ども	育児等について相談希望のある保護者と子ども	子どもの発達を専門としている心理士等が遊び方や日頃の関わり方など発達に関する相談に応じる。
保育料の減免	家庭で保育ができない保護者	就労・出産の前後、病気、心身障がい・親族の看護・看護・求職活動中・起業準備・就学中・虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。	令和元年10月1日開始の国の3歳児以上保育無料化に先駆け、本町独自の政策で平成31年4月1日より0歳～保育料を無料。
学校給食費無料	土佐町小中学生	土佐町小中学校に通う、土佐町在住の児童・生徒	平成31年4月1日より学校給食費の無料
土佐町小中学校入学祝金	土佐町小学校・中学校に入学した生徒の保護者等	土佐町小学校・中学校に入学した児童生徒の保護者等のうち、土佐町に住所を有する者	入学時に1回限り100,000円
嶺北高等学校入学祝金	嶺北高等学校に入学した生徒の保護者等	土佐町中学校を卒業し、嶺北高校に入学した生徒の保護者等のうち、土佐町に住所を有する者	入学時に1回限り100,000円

第4章 施策の展開（各論）

事業名	対象	支援要件	支援内容
奨学金返還免除制度	土佐町奨学金制度利用者	土佐町中学校→嶺北高校卒業後、大学専門学校等に通う、土佐町奨学金制度利用者	年間40時間以上の地域貢献を行うことによる奨学金返済の免除
チャイルドシート購入助成事業	満6歳未満の乳幼児を養育し又は保護する者	チャイルドシートを購入した日から起算して1年以内。	対象児1人あたり2台とし、1台10,000円（購入金額が10,000円を下回る場合は購入金額を上限とする）
土佐町特定不妊治療費助成金	不妊治療をしている者	こ助成金の申請日において法律上の婚姻をしており、夫婦の一方又は双方が、1年以上継続して土佐町内に住所を有していること	特定不妊治療に要した費用の一部を、県の制度に上乘せして助成治療費から県助成金による助成額を差し引いた額ただし、当該額が15万円を超えるときは、15万円とする。
土佐町福祉医療費助成	0歳児から18歳(18歳の誕生日後の最初の3月31日)までの子供	乳幼児及び児童等(以下「乳幼児等」という。)並びに重度心身障がい者(重度心身障がい児を含む。以下同じ。)の医療費の一部を助成	医療費無料
土佐町子育て短期支援事業	家庭において児童を養育することが一時的に困難になった者	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、社会的若しくは経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合	短期入所生活援助(ショートステイ)事業 養育・保護の期間は町長が必要と認める期間とする。
土佐町出産費用助成	出産した者	健康保険に加入している者で、出産時および申請時に土佐町に住所を有する者。(主産後も1年以上本町に住み続ける意思のあるもの)	出産費用として医療機関に支払った費用のうち、出産育児一時金及び高額医療費、追加給付を減じた額とし、100,000円を上限とする。
土佐町妊産婦医療費助成	妊産婦	町内に住所を有する方で、母子手帳交付後から、出産した月の翌月末までに、医療機関等で保険給付となる治療を受けた者。	医療機関等に支払った保険給付の対象となる診療や薬剤などの一部負担金を助成する。

第4章 施策の展開（各論）

<基本施策⑦> 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの推進

近年、国が推進する働く方改革等により、仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の認識が高まり、以前に比べれば、父親が母親と共に家庭の子育ての役割を担うことも増えており、社会状況も変化しつつあります。しかし、妊娠・出産を理由に離職する女性や育児休業を取得しにくい職場環境、母親への家事育児の集中など、まだ十分に「ワーク・ライフ・バランス」が取れていない状況が依然として残っており、家庭の事情や子どもの成長段階に応じて多様な働き方を選択できる環境づくりが求められています。

企業に対し、性別にかかわらず、育児休業や看護休暇をとりやすい職場づくりを進めるよう働きかけるとともに、フレックスタイム制度や在宅勤務、時短勤務など多様な働き方の普及促進に努めます。

また、家庭等における男女の固定的な役割分担意識を見直し、父親の育児参加を促すような啓発等を推進するとともに、出産、子育ての後に就職、再就職を希望する方への適切な情報提供に努めます。

施策の内容

No.	施策名称	今後の具体的な取り組み	担当課
38	教育・保育、子育て支援事業の充実	みつば保育園では途中入園の受付等、待機児童の解消に継続して取り組んでいますが、低年齢児での途中入園及び居残り保育の園児数が増加傾向にあるため、保育士確保に向けた取り組みに努めます。	教育委員会
39	土曜保育の実施	事業の利用者が増加傾向にあり、今後も利用者数の増加が見込まれることから、保育士確保に向けた取り組みに努めます。	教育委員会
40	児童館の充実	児童館の活動内容は、学校の予定表も共有し、いつでも迎える体制は整っており、学校休業日や長期休みなどには多数の小学生が来館しており、今後も広範囲で利用できるよう児童館の活動を周知します。	健康福祉課
41	放課後子ども教室の充実	安全に、安心して過ごせる居場所となっているが、長期休暇中の体制の確保が課題のため、コーディネーターが中心となり解決に向けて検討します。	教育委員会
42	育児休業制度の普及・啓発	令和6年度現在、事業者に対する補助金活用の実績はありません。引き続き、事業の発信にSNSを活用し、周知していきます。	住民課
43	父親の育児参加の促進（講演会の開催等）	令和6年度現在、事業の実績はありません。今後はニーズを把握するためのアンケートの実施を検討します。	住民課

第4章 施策の展開（各論）

<基本施策⑧> 配慮を必要とする子ども・家庭への支援の充実

すべての子どもの健やかな育ちを守る上で、障がいがあることやひとり親家庭で育つこと、いじめを受けたり不登校になること、児童虐待や子どもの貧困問題等が、成長の妨げになることがないように、経済面あるいは心理面といった多様な支援が必要になることがあります。

一人ひとりの子どもの人権が尊重される社会を構築するため、障がいのある子どもの自立や社会参加を図るための支援体制の充実や、ひとり親家庭の生活安定や自立を図るための支援、いじめや不登校や児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のための支援、貧困の世代間連鎖を断ち切るための子どもの貧困対策など、配慮を必要とする子ども・子育て家庭への適切な支援の充実に努めます。

施策の内容

No.	施策名称	今後の具体的な取り組み	担当課
44	障害者総合支援法による各種サービスや地域生活支援事業等の充実	本町または近隣市町村でサービス利用できるよう、圏域の事業所と連携してサービスの確保に努めていますが、嶺北地域での事業所の設置は難しく、中央東圏域内や高知市などの事業所を利用し、サービスの提供を行っています。 今後は圏域の事業所と連携して主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを圏域に1箇所確保します。	健康福祉課
45	保育所での障害児保育	加配の必要な園児に対して必要な支援に努めていますが、対象園児は増加傾向にあり、保育士不足の課題があり、個々の状況に応じて研修会等に積極的に参加し、関係機関と連携し支援します。	教育委員会
46	医療的ケア児への支援	令和6年度現在、対象児童は0人となっており、既存のケア会議を活用し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する等、体制の整備に努めます。	健康福祉課
47	障害者医療費助成	自立支援医療（育成医療）等の支給等、適正な助成を行います。	健康福祉課
48	ひとり親家庭医療費助成制度の推進	県の要領に従い、適正な助成及び制度の周知を行います。	住民課
49	家庭支援推進保育事業	担当職員を配置し、個々に応じた支援計画を作成し年間通して支援していますが、親育ちリーダーの育成に努め、対応可能職員を増やしていきます。 到達目標：家庭支援対象が全体園児数の30%未満	教育委員会
50	放課後学習による学習保障	特別な支援を必要とする児童には1名担当職員を確保し、対応しており、講座等の学びの機会を設け、支援に対する意識向上を図ります。 到達目標：講座開催数 年1回	教育委員会
51	準要保護制度による支援	学校と連携し、経済的に困窮している家庭に速やかに情報が行き届くよう、新小学1年生に対し、制度の周知文書を配布します。	教育委員会
52	無利子の奨学金制度の活用	中学校、高校と連携し、高校・専門学校・大学進学時に経済的な理由で進学を断念することがないように、速やかに情報が行き届くよう、中学3年生、高校2・3年生に対し、制度の案内文書を配布します。	教育委員会
53	就学援助費の給付	小学校、中学校と連携し、特別支援学級に所属している生徒が切れ目なく制度を活用できるよう周知を行います。	教育委員会

第4章 施策の展開（各論）

<基本施策⑨> 多様なライフスタイルに応じた子育て支援サービスの充実

子どもの発達や健康の状態はそれぞれ異なり、保護者の価値観や働き方など子育て家庭のライフスタイルも多様化しており、刻々と変化する保護者の多様なライフスタイルに応じたきめ細やかな子育て支援サービスの提供が必要になります。

子ども・子育て支援新制度は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質と量を充実させようとするものです。第5章の量の見込み及び提供体制の確保の内容を記載しますが、誰もが使いやすく満足のいくサービスとなるよう、量の確保だけでなく質の向上に努めます。

施策の内容

No.	施策名称	今後の具体的な取り組み	担当課
54	教育・保育施設	みつば保育園では途中入園の受付等、待機児童の解消に継続して取り組んでいますが、低年齢児での途中入園及び居残り保育の園児数が増加傾向にあるため、保育士確保に向けた取り組みに努めます。	教育委員会
55	利用者支援事業	令和6年度現在、事業実績はありませんが、令和9年度に子ども家庭支援センターを設定予定としています。	健康福祉課
56	時間外保育事業（延長保育）	7:30～18:30 までの 11 時間を開所時間としており、引き続き、実施していきます。	教育委員会
57	放課後児童健全育成事業	本町では事業実績はなく、土佐町小学校放課後子ども教室で対応しています。	教育委員会
58	短期入所生活援助事業	令和6年度現在、事業実績はありませんが、町外2施設と本事業の委託契約を結び、提供体制は確保しています。	健康福祉課
59	乳児家庭全戸訪問事業	保健師または助産師同行による全戸訪問を実施しており、里帰り出産等は滞在先の市町村へ訪問を依頼しています。	健康福祉課
60	養育支援訪問事業	子育てに関する不安等を抱える家庭に対して、保健師等の専門職が訪問を行い必要な助言等を行います。	健康福祉課
61	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター「ポッポ広場」として月曜から金曜の午前から午後まで開設し、親子の交流の場の提供と促進に努めています。また、子育てに関する相談、講座等の実施、機関紙の発行及び対象家庭への配布等を行っています。 今後は個別相談に力を入れ、支援センターを訪れない家庭への訪問回数を増やしていきます。 <u>到達目標：開設日数 週 5 日(平日)</u> <u>到達目標：機関紙の発行回数 年12回</u>	教育委員会
62	一時預かり事業	みつば保育園では、生後 9 ヶ月から 1 日 3 人まで受入れを実施しています。	教育委員会
63	病児・病後児保育事業	令和6年度現在、事業を実施していませんが、みつば保育園新園舎には専用の部屋を設け、病後児保育事業を実施する予定で計画しています。	教育委員会
64	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）	令和6年度現在、事業を実施していませんが、地域ぐるみで預かり等ができる体制づくりを検討します。	教育委員会
65	妊婦健康診査事業	妊婦一般健康診査受診票を母子手帳交付時に14枚を交付し、転入した妊婦に対しては転居前の自治体で使用した回数を差し引いて交付します。	健康福祉課

基本目標3 地域のみんで子どもの成長を支えるまちづくり

<基本施策⑩> 地域の子育ての場と子育て支援のネットワークづくり

民生委員・児童委員やNPO、ボランティア活動団体は、行政では対応が難しい細やかなサービスを提供し、特に子育て支援において重要な役割を果たしています。

少子化や核家族化などの進行により、世代間で子育てに関する知識を伝えていくことが難しくなっていたり、地域の間関係が希薄化し、子育て家庭が孤立する傾向がみられたりするなど、子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増している中で、地域における子育て支援の基盤となる地域子育て支援センターや民生委員・児童委員等の地域の人材や既存施設などの多様な資源を生かしながら、身近な地域で日常的な子育てを見守り、支援する体制づくりが求められています。

子育て支援のネットワークは、子育ての相談や助け合いにとって重要であり、子どもたちが多くの大人たちの中で育つことは、自立に向けて良い経験となるため、地域で子育てを支援する人材や団体が育つよう子育て支援のネットワークづくりを推進するとともに、民生委員・児童委員、地域ボランティア、子ども会、自治会等の地域の関係団体と連携を図りながら、地域における世代間交流や体験活動の開催等、児童健全育成の活動を推進します

施策の内容

No.	施策名称	今後の具体的な取り組み	担当課
66	地域子育て支援センターの充実	<p>子育て支援センター「ポッポ広場」として月曜から金曜の午前から午後まで開設し、親子の交流の場の提供と促進に努めています。また、子育てに関する相談、講座等の実施、機関紙の発行及び対象家庭への配布等を行っています。</p> <p>今後は個別相談に力を入れ、支援センターを訪れない家庭への訪問回数を増やしていきます。</p> <p>到達目標:開設日数 週5日(平日)</p> <p>到達目標:機関紙の発行回数 年12回</p>	教育委員会
67	土佐町学校応援団活動の推進	<p>応援団員が増え、充実して子どもたちを見守ることができているが、高齢化に伴う人材確保・育成のため、PTAへの協力依頼及び活動紹介等を行い、住民への意識向上を図ります。</p>	教育委員会
68	世代間交流の推進	<p>郊外活動やクラブ活動を通じて、自然の中で様々な体験を行い、世代間交流を推進します。</p>	教育委員会
69	学校応援団コーディネーター、ボランティア養成講座	<p>県が開催している研修に参加しており、ボランティア養成講座の周知・啓発を行い、ボランティアの育成を図ります。</p> <p>到達目標:講座開催数 年間1回</p>	教育委員会
70	おはなしボランティア養成講座	<p>図書館司書を講師に、登録ボランティアに対して指導を実施します。</p> <p>到達目標:講座開催数 年間1回</p>	教育委員会
71	子ども会活動の充実	<p>活動を統合することで子ども会の存続を維持しており、引き続き体験活動や交流事業を実施し、子どもたちに様々な経験の機会の創出に努めます。</p> <p>到達目標:交流事業数 年間2回</p>	教育委員会
72	家庭教育に関する学習会	<p>保護者向け講演会や親子で参加できるイベントを実施したり、PTA主催の講演会で家庭教育に繋がる支援を行います。</p> <p>到達目標:開催数 保小中にて年間各1回以上</p>	教育委員会

<基本施策①> 子どもの居場所づくり・遊び場の充実

子どもが心身ともに成長する大切な時期において、その過ごし方は非常に重要です。幼少期における友だちとの交流や遊び、屋外での身体を使った自由な遊びの体験は、身体能力の向上はもちろんのこと、創造力や自主性、主体性、さらには様々な世代との交流を通して社会性やコミュニケーション能力等の「生きる力」を育むことにつながります。

すべての子どもが放課後や週末、長期休業中等に、身近な地域で楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、地域で暮らす各世代の人々と交流できるよう、多様な居場所づくり・遊び場の充実に努めます。

施策の内容

No.	施策名称	今後の具体的な取り組み	担当課
73	放課後子ども教室の充実	安全に、安心して過ごせる居場所となっているが、長期休業中の体制の確保が課題のため、コーディネーターが中心となり解決に向けて検討します。	教育委員会
74	放課後学び場応援	サマースクールやクラブ活動を通し、天然素材を使っての物づくりや自然の中での体験等、様々な生活体験が経験できるように継続実施していきます。 また、応援団活動の紹介等を行い、住民や保護者への意識向上を図ります。	教育委員会
75	子どもの学び場、交流の場づくり	児童館の活動内容は、学校の予定表も共有し、いつでも迎える体制は整っており、学校休業日や長期休みなどには多数の小学生が来館しており、今後も広範囲で利用できるよう児童館の活動を周知します。	健康福祉課
76	土佐町あったかふれあいセンター	社協に委託し、小学校区を基本に、1つの拠点と9つのサテライトで集いを開催しており、今後も継続して実施します。	健康福祉課
77	土佐町児童館での支援	児童館の活動機会を設けられるよう、今後も地域に周知していきます。	健康福祉課
78	園庭開放の充実	子育て支援センターの定期開放の場として園庭を含む保育園の開放を実施しており、より日常保育に参加できる環境を保育園側と調整していきます。	教育委員会

第4章 施策の展開（各論）

<基本施策⑫> 子どもと子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくり

子どもと子育て家庭が安全にかつ安心して地域で暮らすことができるよう、良好な生活環境の整備に取り組むとともに、地域全体で子どもをさまざまな危険から守るための活動が重要となっています。また、子どもや子ども連れの保護者、妊産婦等の利用を前提とした公共施設や公園、道路環境等のバリアフリー化の推進が必要です。

子育て世代が広くゆとりある住宅を確保できるよう、良質なファミリー向け住宅の供給に努めます。また、子どもや親子連れが安全・安心に通行することができる道路交通環境や、安心して外出できる環境の整備を進めるとともに、正しい交通ルールの指導と交通安全意識の向上に努めます。

また、子どもを犯罪の被害から守るため、家庭や地域、子ども自身の防犯意識を高めるとともに、災害弱者である子どもを様々な危険から守るため、関係機関・団体との連携を強化し、子どもや保護者が安全にかつ安心して生活できるまちづくりを推進します。

施策の内容

No.	施策名称	今後の具体的な取り組み	担当課
79	町営住宅の充実	入居を希望する住民のニーズに合った町営住宅の拡充に努めます。	住民課
80	公共施設等のバリアフリー化の推進	障がいのある子ども等に配慮した施設整備が課題となっており、現地調査と地域の人からの意見収集を行い、検討していきます。	住民課
81	通学路危険箇所の点検・対策	関係機関が集まり土佐町小中学校の通学路安全点検を行い、それぞれの立場で可能な範囲で対応しており、引き続き児童・生徒の声を聞きながら、実施していきます。	教育委員会
82	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	学校警察連絡会等を活用して子どもたちを犯罪被害から守る取り組みを実施するとともに、各学校には常時、有人警備を配置します。	教育委員会
83	少年育成専門職員による巡回補導の推進	少年育成専門職員が日常的に巡回や学校訪問を行っており、小中学校の夏季休業中には指導員、自主防犯組織さめうらポリスとともに巡回を行います。	教育委員会
84	「子ども110番の家」の設置と啓発	学校警察連絡会等を活用して子どもたちを犯罪被害から守る取り組みを実施します。	教育委員会
85	保育所・学校施設の安全・備蓄等	保育園、学校からの要望に応じて施設の改修や修繕を行っており、土佐町小中学校には防災倉庫を建築し、避難食等の配置を行います。	教育委員会
86	高知県安全教育プログラム等を使用した防災教育の推進	高知県安全教育プログラムの周知及び啓発、防災教育副読本や地域教材を活用しながら、地域と連携した防災教育の推進や外部講師を招聘しての防災教育研修会を実施します。 到達目標：高知県安全教育プログラムを使用した防災教育の実施率100%	教育委員会
87	保育園危機管理マニュアル・学校防災マニュアルに基づく防災・防犯訓練	危機管理マニュアルの見直しを行い、地域（自主防災組織等）との連携（連絡系統、避難所運営）を図り、防災・防犯訓練を計画的に行います。	教育委員会
88	安全意識や交通マナーの向上	交通安全教室を実施し、体験活動や教材を工夫しながら子どもの安全意識や交通マナーの向上を図ります。	教育委員会

第5章 量の見込み及び提供体制の確保の内容

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっており、本町では、人口規模等を勘案して、町内全域（1区域）に定めます。

▼各事業の提供区域

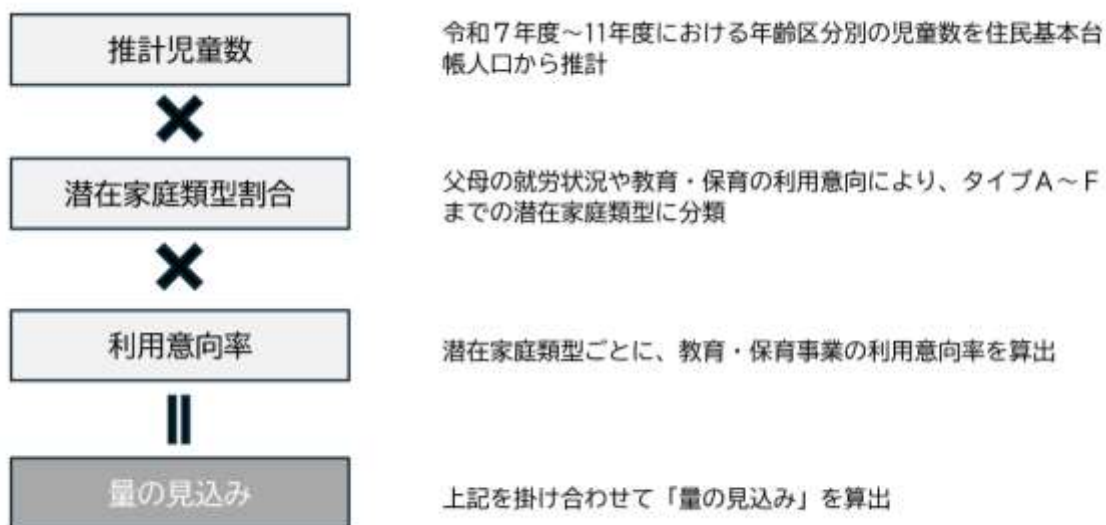
法定事業名	本町における事業の名称等	提供区域	
教育・保育	町立保育園	町全域	
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	子ども家庭センター型(旧母子保健型)	町全域
	②地域子育て支援拠点事業	土佐町子育て支援センター「ポップ広場」	町全域
	③妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査事業	町全域
	④乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	町全域
	⑤養育支援訪問実施事業	養育支援訪問事業	町全域
	⑥子育て短期支援事業	ショートステイ事業(町外施設)	町全域
	⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	<未実施>	町全域
	⑧一時預かり事業	保育所等の一時預かり事業 (幼稚園等の預かり保育事業は未実施)	町全域
	⑨時間外事業(延長保育事業)	<未実施>	町全域
	⑩病児保育事業	<未実施>	町全域
	⑪放課後児童健全育成事業	<未実施>	町全域
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	<未実施>	町全域
	⑬多様な主体の参入促進・能力活用事業	<未実施>	町全域
	⑭子育て世帯訪問支援事業	<令和4年児童福祉法改正により新設>	町全域
	⑮児童育成支援拠点事業	<令和4年児童福祉法改正により新設>	町全域
	⑯親子関係形成支援事業	<令和4年児童福祉法改正により新設>	町全域
	⑰妊婦等包括相談支援事業	<令和6年子ども・子育て支援法改正により新設>	町全域
	⑱乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	<令和6年子ども・子育て支援法改正により新設>	町全域
	⑲産後ケア事業	産後ケア事業	町全域

2. 量の見込みの算出方法

国が示す基本指針に即して、ニーズ調査の結果をもとに、『市町村子ども・子育て支援事業計画における『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 Ver 2）』（令和6年10月・こども家庭庁）に準じて、以下の計算式を基本として幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出を行いました。

推計児童数は、住民基本台帳による年齢別人口（令和2～6年）を使用し、コーホート変化率法*を用いて推計を行い、家庭類型は、ニーズ調査で把握した父母の「現在の就労状況」と「将来の就労希望」を踏まえ分類を行いました。なお、「量の見込み」の算出に当たっては、「現在の就労状況」だけではなく、「将来の就労希望」を踏まえた「潜在家庭類型*」を基本としています。

▼量の見込みの算出方法



***コーホート変化率法：**

同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

***潜在家庭類型：**

- タイプA：ひとり親家庭（母子または父子家庭）
- タイプB：フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
- タイプC：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
- タイプC'：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
- タイプD：専業主婦（夫）家庭
- タイプE：パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
- タイプE'：パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間120時間の一部）
- タイプF：無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況や働き方の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。中でも幼保連携型認定こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の教育と保育を一体的に提供していく施設であり、「幼稚園教育要領」に基づき教育を行う幼稚園、「保育所保育指針」に基づき保育を実施している保育所とともに、子ども・子育て支援新制度においても特定教育・保育施設として幼児期の教育・保育を担う重要な施設です。

幼保連携型以外にも、幼稚園型、保育所型、地方裁量型といった類型があり、それぞれの特性を生かして、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児期の教育・保育を担っており、認定こども園の推進、普及は子どもの健やかな育ちを支える上で、重要な方向性であると考えられます。

本町では、保育園の認定こども園への移行について、今後、保護者及び関係者等の意見を聞きながら検討を行っていきます。

(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の考え方

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供しなければなりません。また、より一層、質の向上を図るためには、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要であると同時に、保育士等の処遇改善やそれを支える各施設、事業者同士の情報共有や連携が重要です。

本町では、保育園でこれまで培ってきた知識・技能を活かした、幼児期における子ども一人一人の育ちを支援する発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくため、保育士等の人材の確保、専門性や資質の向上に向けた研修の実施に努めます。

(3) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等の連携の推進方策

子ども一人ひとりの健やかな成長を切れ目なく支えるためには、幼児期から児童期の発達の特徴を理解し、互いの教育内容、指導方法について理解を深め、円滑な接続を意識しながら教育内容を工夫していくことが大切です。

本町では、架け橋プログラムの作成・実施、保小中連絡会や小学校教諭と保育士との懇談会・合同研修の開催等を通じて、子どもの成長に関する情報を共有し、指導のあり方についての共通理解を深めるほか、未就学の子どもの小学生との交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に就学できるように取り組みを進めるなど、連続性のある教育活動の充実を図ります。

4. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 認定区分

教育・保育事業及び地域型保育事業を利用する場合は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）します。

認定は以下の区分に分かれ、それぞれ利用できる施設が決まっています。

▼認定区分ごとの対象となる子どもと利用できる施設

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の学校教育 (学校教育の認定を受けた子ども)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育の必要性あり (保育認定を受けた子ども)	認可保育所 幼稚園・認定こども園
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり (保育認定を受けた子ども)	認可保育所 認定こども園 地域型保育事業

※保育の必要な事由：就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した学校教育・保育の利用意向や就労希望等により、認定区分、年齢区分に応じた本計画期間における各年度の量の見込み（必要利用定員総数）と確保方策（確保の内容及び実施時期）について、以下のとおり設定します。

【1号認定：3～5歳】

(単位：人)		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
推計人口		58	58	53	53	50	49
①量の見込み		0	0	0	0	0	0
②確保方策	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0
事業内容	幼稚園、認定こども園	提供体制	なし（令和6年10月現在）				
確保方策	◇1号認定（幼稚園及び認定こども園）の提供体制は、町内に幼稚園、認定こども園等の特定教育・保育施設がないため、量の見込みはありません。						

第5章 量の見込み及び提供体制の確保の内容

【2号認定：3～5歳】

(単位：人)		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
推計人口		58	58	53	53	50	49
①量の見込み		59	55	50	50	47	46
②確保方策	認可保育所	84	84	84	84	84	84
	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0	0
	計	84	84	84	84	84	84
②-①		25	29	34	34	37	38
事業内容	認可保育所、幼稚園、 認定こども園	提供体制	みつば保育園（令和7年4月現在）				
確保方策	◇2号認定（認可保育所）の提供体制は、みつば保育園の1箇所では今後の需要増に対応できる定員が確保されており、現提供体制で事業を実施します。						

【3号認定：2歳】

(単位：人)		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
推計人口		19	17	17	16	16	15
①量の見込み		20	17	17	16	16	15
②確保方策	認可保育所	22	18	18	19	19	20
	認定こども園	0	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0	0
	計	22	18	18	19	19	20
②-①		2	1	1	3	3	5

【3号認定：1歳】

(単位：人)		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
推計人口		17	17	16	16	15	15
①量の見込み		16	17	16	16	15	15
②確保方策	認可保育所	21	18	18	18	18	19
	認定こども園	0	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0	0
	計	21	18	18	18	18	19
②-①		5	1	2	2	3	4

第5章 量の見込み及び提供体制の確保の内容

【3号認定：0歳】

(単位：人)		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
推計人口		16	15	15	14	14	12
①量の見込み		11	15	15	14	14	12
②確保方策	認可保育所	8	15	15	14	14	12
	認定こども園	0	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0	0
	計	8	15	15	14	14	12
②-①		▲3	0	0	0	0	0
事業内容	認可保育所、認定こども園、 地域型保育事業	提供体制	みつば保育園（令和7年4月現在）				
確保方策	<p>◇3号認定（認可保育所）の提供体制は、みつば保育園の1箇所です。定員が確保されていますが、緩やかな減少を見込みながらも利用の状況を踏まえ、需要と供給の調整を図りながら、必要に応じて利用定員の見直しを行います。</p> <p>◇県等と連携しながら、新卒や潜在保育士等への働きかけにより人材の確保に努めます。</p>						

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で事業が定められており、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

それぞれの事業の特性を考慮して、計画期間における各年度の適切な量の見込みを定め、提供体制の確保及び質の向上に努めます。

(1) 利用者支援事業

事業の概要

子育て家庭や妊産婦に対し、身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い円滑に利用できるよう身近な立場で支援する事業です。

提供体制・確保方策

◇子ども家庭センター型の母子保健機能を中心に関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組んでいます。

◇子ども家庭センター型（母子保健機能）を1か所設置しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

◇本町では、土佐町子育て支援センターが関係機関と情報共有・連携を図ることで地域子育て相談機関としての機能を有し、ニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	実施施設数(箇所)	0	0	0	0	0	0
②確保方策	基本型	0	0	0	0	0	0
	地域子育て相談機関	1	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
	妊婦型包括相談支援事業型	0	1	1	1	1	1
②-①		2	3	3	3	3	3

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

こども園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子や出産を控えているマタニティママなどが気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供するとともに、地域の子育て関連情報の提供や、子育てに関する講習などを実施する事業です。

提供体制・確保方策

◇本町では、令和6年度現在、1施設（子育て支援センター『ポッポ広場』）で実施しており、保護者同伴での利用のため、定員等の設定はなく、現在の提供体制で必要量を確保できる見通しです。

◇引き続き、地域で活躍していただけるボランティアを確保・育成しながら、乳幼児親子向けの教室やイベント等の事業内容の充実を図り、より集いやすい環境づくりをめざします。

		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	延べ利用者数(人回)1ヵ月あたり	90	120	120	120	120	120
②確保方策	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1

(3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査事業）

事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

提供体制・確保方策

◇本町では、妊娠届出時に、妊婦一般健康診査受診票（14回）を公費負担で交付し、受診の勧奨を行っています。

◇今後も、妊婦健診の受診率100%を想定して、妊婦に対し妊娠届出時等に健診の重要性や助成制度について一層の周知・啓発を行い、医療機関との連携を図り、妊婦の健康の保持増進に努めます。

		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	健診受診数(人回)	252	210	210	196	196	168

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスの提供につなげる事業です。

提供体制・確保方策

◇本町では、保健師等が家庭訪問を行っており、訪問家庭数は各年度の人口推計値をニーズ量として、100%の訪問率を想定して提供体制を確保し、個々の子育ての状況に合わせた育児支援及び助言を行います。

◇里帰り出産等のため他市町村でお過ごしの方には里帰り先の市町村へ訪問を依頼します。また、里帰り先等から当町へ帰ってこられた後に保健師等の訪問を行います。

		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	0歳児推計人口(人)	18	15	15	14	14	12
②確保方策	訪問家庭数(人)	20	15	15	14	14	12
②-①		2	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

事業の概要

子育てに関する不安や孤立感などを抱えている家庭や虐待のおそれのある家庭など、養育支援が特に必要とされる家庭に対して、その居宅を訪問し、保護者の育児等に関する相談支援等を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇本町では、乳児家庭全戸訪問事業や関係機関からの通告等を通して、養育支援の必要性が認められた家庭に対して、保健師等が家庭を訪問し相談支援等を行っています。

◇提供体制も現状で確保されているため、引き続き、関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、支援を行います。

		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	対象者数(人)	3	3	3	3	3	3
②確保方策	延べ利用者数(人日)	35	20	20	20	20	20
②-①		32	17	17	17	17	17

(6) 子育て短期支援事業

事業の概要

保護者が出産や病気等の理由により、家庭において子どもの養育を受けることが一時的に困難になった場合に、児童養護施設や里親等町長が認めた者に子どもを預けて必要な養育又は保護を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇本町では、令和6年度現在、町外2施設と本事業の委託契約を結び、提供体制は確保しています。

◇本事業は年間の利用者は少ないものの、育児不安等を抱える家庭への支援、DV(家庭内暴力)被害による緊急一時保護の側面が強いことから、今後も事業の周知を図り、利用希望者の要望に沿った受け入れが可能となるよう、事業実施施設等との協力・調整に努めます。

		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	延べ利用者数(人日)	0	3	3	3	3	3
②確保方策	延べ利用者数(人日)	10	10	10	10	10	10
	実施施設数(箇所)	2	2	2	2	2	2
②-①		10	7	7	7	7	7

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で、子どもの預かり・送迎等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動(有償ボランティア活動)に関する連絡・調整を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇本町では、令和6年度現在、事業を実施していません。

◇ファミリー・サポート・センターと同じような機能を持った、地域ぐるみで預かり等ができる体制づくりも検討します。

		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	延べ利用者数(人日)	0	0	0	0	0	0
②確保方策	延べ利用者数(人日)	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0

(8) - I 一時預かり事業 (幼稚園型)

事業の概要

認定こども園等に在籍する1号認定の子どもについて、保護者の就労などの理由がある場合は通常の教育時間の前後や長期休業日等に、当該認定こども園等で一時的に預けられる事業です。

提供体制・確保方策

◇本町では、幼稚園が無いため実施予定はありません。

		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	延べ利用者数(人日)	0	0	0	0	0	0
②確保方策	延べ利用者数(人日)	0	0	0	0	0	0
	実施施設数(箇所)	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0

(8) - II 一時預かり事業 (一般型)

事業の概要

保護者の短時間就労、傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難になった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇本町では、令和6年度現在、みつば保育園で1日3人までの一時預かりの受入れを行っており、提供体制は確保されています。

◇今後も、現在の提供体制を継続し、両親の病気や入院、災害、事故等により、緊急・一時的に家庭での保育ができないときや、保護者の育児疲れ解消等の理由などに対応した一時的な保育の支援の充実に取り組んでいきます。

		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	延べ利用者数(人日)	10	627	591	579	554	530
②確保方策	延べ利用者数(人日)	30	729	729	729	729	729
	実施施設数(箇所)	1	1	1	1	1	1
②-①		20	102	138	150	175	199

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業の概要

2号認定又は3号認定を受けた子どもが、保護者の勤務条件や家庭の事情等により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

提供体制・確保方策

◇本町では、令和6年度現在、みつば保育園は7:30～18:30までの開所時間（11時間）となっており、11時間を超える保育は行っていません。

◇多様化する保育ニーズ動向を見極めながら、これまでの実績を踏まえつつ、事業者と連携しながら、保育所等における時間外保育対応の枠の確保を検討していきます。

		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	利用者数(人)	0	85	80	79	75	72
②確保方策	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	0	0
②-①		0	▲85	▲80	▲79	▲75	▲72

(10) 病児保育事業

事業の概要

普段はこども園等に通っている子どもが、病気や病気の回復期に、集団保育が難しく、かつ保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合に病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、一時的に保育及び看護ケアを行う事業です。

提供体制・確保方策

◇本町では、令和6年度現在、事業を実施していません。

◇利用に対するニーズはあるものの、実施施設や実施にあたっての医療機関との連携など、環境や条件を揃えることができず、未整備となっています。

◇今後は、令和9年度を目標に病児保育事業の実施に向けた環境整備を進めており、当該事業の今後の利用状況等を見極めながら、必要な提供量の確保のための支援を行います。

		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	延べ利用者数(人日)	0	508	479	470	451	432
②確保方策	延べ利用者数(人日)	0	0	0	729	729	729
	実施箇所数(箇所)	0	0	0	1	1	1
②-①		0	▲508	▲479	259	278	297

(11) 放課後児童健全育成事業

事業の概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等において居場所を提供し、放課後の生活の場や遊びの場として児童の健全な育成を図る事業です。

提供体制・確保方策

◇本町では、令和6年度現在、事業を実施していませんが、放課後児童クラブに代わる事業として小学校放課後子ども教室を実施しており、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）が2名体制で放課後から下校時間までを有効活用した体験活動などを支援しています。

◇今後も、放課後を安全・安心して過ごせる場所として、放課後子ども教室を継続し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供していきます。

		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	登録児童数(人)	130	134	136	134	126	123
	うち、低学年(人)	76	69	70	58	57	53
	うち、高学年(人)	54	65	66	76	69	70
②確保方策	利用可能数(人)	140	140	140	140	140	140
	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
②-①		10	6	4	6	14	17

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、町が定める基準に該当する場合、特定教育・保育等を受けた際に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の副食材料費用に対し、助成を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇国の動向や制度改正に注視しながら、今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の技術、手法、経験等を活用し、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

提供体制・確保方策

◇国の動向や制度改正に注視しながら、今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

第5章 量の見込み及び提供体制の確保の内容

(14) 子育て世帯訪問支援事業 <令和4年児童福祉法改正により新設>

事業の概要

家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

提供体制・確保方策

◇国の動向や制度改正に注視しながら、今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	延べ利用者数(人日)		20	20	20	20	20
②確保方策	延べ利用者数(人日)		20	20	20	20	20
②-①			0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業 <令和4年児童福祉法改正により新設>

事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、学校や家庭以外で児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族を取り巻く多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇国の動向や制度改正に注視しながら、今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

◇土佐町教育支援センターを中心に関係機関と連携しながら、状況に応じた支援に取り組みます。

		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	利用者数(人)		0	0	0	0	0
②確保方策	利用者数(人)		0	0	0	0	0
②-①			0	0	0	0	0

(16) 親子関係形成支援事業 <令和4年児童福祉法改正により新設>

事業の概要

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその子どもに対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に相談・共有、情報交換ができる場を設けるなど必要な支援を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇国の動向や制度改正に注視しながら、今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

		実績 令和6 (2024) 年度	本計画期間				
			令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	利用者数(人)		0	0	0	0	0
②確保方策	利用者数(人)		0	0	0	0	0
②-①			0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業 <令和6年子ども・子育て支援法改正により新設>

事業の概要

子育て家庭に寄り添い、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊婦のための支援給付と妊婦やその配偶者等に対して保健師等による面談や継続的な情報発信、相談（伴奏型相談支援）を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇希望する全ての妊婦等に対して、面談等を実施し、妊娠期から育児期まで継続した支援を行います。

		実績 令和6 (2024) 年度	本計画期間				
			令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	面談実施合計回数(回)		39	39	36	36	30
②確保方策	面談実施合計回数(回)		39	39	36	36	30
②-①			0	0	0	0	0

(18) 乳児等通園支援事業 <令和6年子ども・子育て支援法改正により新設>

事業の概要

保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の子どもを対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

本事業は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟な利用が可能な「乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）」が新たに創設され、令和8年度から給付化（令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業として位置付け）されます。

提供体制・確保方策

◇本町では、令和8年度よりみつば保育園で実施し、必要量を確保できる見通しです。

【0歳児】

		実績 令和6 (2024) 年度	本計画期間				
			令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	利用者数(人日)		1	1	1	1	1
②確保方策	利用者数(人日)		0	1	1	1	1
②-①			▲1	0	0	0	0

【1歳児】

		実績 令和6 (2024) 年度	本計画期間				
			令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	利用者数(人日)		1	1	1	1	1
②確保方策	利用者数(人日)		0	1	1	1	1
②-①			▲1	0	0	0	0

【2歳児】

		実績 令和6 (2024) 年度	本計画期間				
			令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	利用者数(人日)		1	1	1	1	1
②確保方策	利用者数(人日)		0	1	1	1	1
②-①			▲1	0	0	0	0

第5章 量の見込み及び提供体制の確保の内容

(19) 産後ケア事業 <令和2年子ども・子育て支援法改正により新設>

事業の概要

出産・出生後1年未満の母子であって、産後ケアを必要とする者に対し、助産師や看護師等の専門職が授乳指導や乳房のケア、育児指導、傾聴等サポートを行う事業です。

提供体制・確保方策

◇産後の体調回復や育児支援として、支援を必要とするすべての方が利用できるよう、実施医療機関等の確保と利用勧奨を行っていきます。

産後ケア事業		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	利用者数(人)	17	10	10	10	10	10
	延べ利用者数(人日)	43	80	80	80	80	80
②確保方策	利用者数(人)	18	10	10	10	10	10
	延べ利用者数(人日)	45	80	80	80	80	80
②-①		2	5	0	0	0	0

第5章 量の見込み及び提供体制の確保の内容

＜産後ケア事業 各事業による内訳＞

産後ケア事業（訪問型）		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	利用者数(人)	9	7	7	7	7	7
	延べ利用者数(人日)	13	10	10	10	10	10
②確保方策	利用者数(人)	10	7	7	7	7	7
	延べ利用者数(人日)	15	10	10	10	10	10
②－①		2	5	0	0	0	0

産後ケア事業（宿泊型）		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	利用者数(人)	8	10	10	10	10	10
	延べ利用者数(人日)	30	30	30	30	30	30
②確保方策	利用者数(人)	8	10	10	10	10	10
	延べ利用者数(人日)	30	30	30	30	30	30
②－①		15	0	0	0	0	0

産後ケア事業（通所型）		実績	本計画期間				
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①量の見込み	利用者数(人)	0	10	10	10	10	10
	延べ利用者数(人日)	0	40	40	40	40	40
②確保方策	利用者数(人)	0	10	10	10	10	10
	延べ利用者数(人日)	0	40	40	40	40	40
②－①		0	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

この計画の分野は、福祉・保健・教育・労働・生活環境など多岐にわたっています。このため、関係各課のみならず、家庭をはじめ、「子育て」に関わる主体的な取り組みを行う住民団体・グループ、地域社会、学校、社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア、企業・事業所など多くの関係機関・団体と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、町民（保護者）、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「土佐町子ども・子育て会議」において、各委員が活動の成果を報告し、定期的に計画の進捗状況の評価、事業の充実や見直しについての協議を行うことで、効果的な進行管理に努めます。

2. 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、町民や企業、関係機関等の理解や協力、参画が重要となります。

町のホームページ、広報、SNS、パンフレット等を活用して本計画の周知に努めます。

また、計画の進捗状況についても、町のホームページ等により公表することで、町民への周知を図ります。

3. 国・県との連携

近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国や県と連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、関係部局間と連携し、円滑な事務の実施に向けた体制を整備します。

